

# 健康衛生領域

## ( 1 ) 健康衛生領域分掌事務

### 健康増進グループ

- ( 1 ) 健康ふくしま 2 1 推進事業に関する事。
- ( 2 ) 健康づくり関連諸事業に関する事。
- ( 3 ) 生活習慣病予防の普及啓発に関する事。
- ( 4 ) 禁煙対策等の推進に関する事。
- ( 5 ) 地域保健推進特別事業に関する事。
- ( 6 ) 地域ケアフロンティア事業に関する事。
- ( 7 ) 医療社会事業に関する事。
- ( 8 ) 食生活改善推進員育成支援に関する事。
- ( 9 ) 栄養改善及び国民健康・栄養調査に関する事。
- ( 10 ) 栄養士養成施設の指導及び栄養士等の免許に関する事。
- ( 11 ) 特定給食施設管理事業に関する事。
- ( 12 ) 特別用途表示・栄養表示基準等に関する事。
- ( 13 ) 特定疾患治療研究事業に関する事。
- ( 14 ) 在宅人工呼吸器使用特定疾患治療研究事業に関する事。
- ( 15 ) 難病在宅療養者支援体制整備事業に関する事。
- ( 16 ) 重症難病患者療養支援ネットワーク事業に関する事。
- ( 17 ) 難病患者等居宅生活支援事業に関する事。
- ( 18 ) 遷延性意識障害者治療研究事業に関する事。
- ( 19 ) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に関する事。
- ( 20 ) 難病相談支援センター事業に関する事。
- ( 21 ) 健康危機管理に関する事。
- ( 22 ) 歯科保健に関する事。
- ( 23 ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する事。
- ( 24 ) 保健師の業務指導に関する事。
- ( 25 ) 地域保健関係職員の研修に関する事。
- ( 26 ) 領域内の事務事業の調査に関する事。
- ( 27 ) 領域内の予算及び庶務に関する事。
- ( 28 ) 地域保健推進にかかる国際協力事業に関する事。
- ( 29 ) 保健衛生学会の開催に関する事。
- ( 30 ) 関係団体の育成指導に関する事。

### 医療看護グループ

- ( 1 ) 医療体制及び医療施設の整備に関する事。
- ( 2 ) 救急医療に関する事。
- ( 3 ) 緊急時医療に関する事。
- ( 4 ) 災害時医療に関する事。
- ( 5 ) へき地医療に関する事。

- (6) 医療関係法令の施行に関する事。
- (7) 医療審議会に関する事。
- (8) 医療監視・指導に関する事。
- (9) 医療法人に関する事。
- (10) 公益法人に関する事。
- (11) 医師・歯科医師に関する事。
- (12) 臨床研修指定病院に関する事。
- (13) 診療放射線技師・診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士に関する事。
- (14) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関する事。
- (15) 移植医療に関する事。
- (16) 自治医科大学及び自治医科大学卒業生に関する事。
- (17) 歯科技工士試験の施行に関する事。
- (18) 独立行政法人福祉医療機構に関する事。
- (19) 医療安全対策及び医療相談に関する事。
- (20) 医療関係従事者の各種研修会に関する事。
- (21) エイズ対策促進事業に関する事。
- (22) エイズ一般相談及びHIV（ヒト免疫不全ウイルス）抗体検査に関する事。
- (23) 結核対策特別促進事業に関する事。
- (24) 結核発生動向調査事業に関する事。
- (25) 結核医療費公費負担に関する事。
- (26) 結核診査協議会に関する事。
- (27) 結核定期外健康診断に関する事。
- (28) 結核指定医療機関の指導及び監査に関する事。
- (29) 感染症の予防及び対策に関する事。
- (30) 感染症発生動向調査事業に関する事。
- (31) 予防接種の普及に関する事。
- (32) 保健師助産師看護師法の施行に関する事。
- (33) 看護師等の人材確保の促進に関する法律の施行に関する事。
- (34) 福島県看護職員需給計画に関する事。
- (35) 准看護師試験の施行に関する事。
- (36) 保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許登録に関する事。
- (37) 県立看護師等養成所の運営に関する事。
- (38) 看護師等養成所の指定申請等に関する事。
- (39) 看護師等養成所の指導に関する事。
- (40) 看護師等養成所運営費補助事業に関する事。
- (41) 病院内保育所運営費補助事業に関する事。
- (42) 保健師等修学資金に関する事。
- (43) 保健師、助産師、看護師及び准看護師の研修及び指導に関する事。
- (44) ナースセンター事業に関する事。
- (45) 訪問看護事業の推進に関する事。

- (46) 看護職員の表彰に関する事。
- (47) 看護団体に關する事。
- (48) 看護師等業務従事届出に關する事。

#### 食品安全グループ

- (1) 食品営業許可及び監視指導に關する事。
- (2) 食品安全対策の総合企画調整に關する事。
- (3) 食品安全推進会議に關する事。
- (4) 食中毒予防対策に關する事。
- (5) HACCP（危害分析、重要管理点）方式による衛生管理の普及啓発に關する事。
- (6) 魚介類行商に關する事。
- (7) 調理師及び製菓衛生師に關する事。
- (8) と畜場に關する事。
- (9) 化製場等に關する事。
- (10) 狂犬病予防に關する事。
- (11) 犬による危害の防止に關する事。
- (12) 動物の愛護及び管理に關する事。
- (13) 動物取扱業に關する事。
- (14) 特定動物の飼養及び保管に關する事。
- (15) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關する事。
- (16) 関係団体の育成指導に關する事。

#### 環境衛生グループ

- (1) 旅館業、浴場業、興行場、理容業、美容業及びクリーニング業の許可及び監視指導に關する事。
- (2) 理容師養成施設及び美容師養成施設の指導に關する事。
- (3) 生活衛生同業組合に關する事。
- (4) 生活衛生営業の育成指導に關する事。
- (5) 生活衛生営業指導センターに關する事。
- (6) 生活衛生営業の融資に關する事。
- (7) クリーニング師試験に關する事。
- (8) 建築物における衛生的環境の確保に關する事。
- (9) 墓地、埋葬等に關する事。
- (10) 有害物質を含有する家庭用品の規制に關する事。
- (11) ねずみ・衛生害虫等、居住環境の衛生に關する事。
- (12) 遊泳用プールに關する事。
- (13) 水道事業の計画及び実施に係る市町村指導に關する事。
- (14) 水道事業の認可に關する事。
- (15) 水道事業の国庫・県費補助に關する事。
- (16) 水道事業の整備計画に關する事。
- (17) 水道施設の災害復旧に關する事。

- (18) 水道水質に関すること。
- (19) 給水施設等の適正管理に関すること。
- (20) 水道統計に関すること。
- (21) 水道原水水質保全に関すること。

#### 薬務グループ

- (1) 薬事法、薬剤師法に関すること。
- (2) 毒物及び劇物取締法に関すること。
- (3) 臨床検査技師等に関する法律の施行に関すること。
- (4) 薬事審議会に関すること。
- (5) 医薬分業に関すること。
- (6) 薬事関係の啓発に関すること。
- (7) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。
- (8) 公益法人等薬務関係団体の指導育成に関すること。
- (9) 衛生研究所に関すること。
- (10) 環境医学研究所に関すること。
- (11) 保健福祉部試験研究技術会議に関すること。
- (12) 衛生検査所指導対策に関すること。
- (13) 福島県試験検査精度管理事業に関すること。
- (14) 薬剤師・臨床検査技師等の免許事務に関すること。
- (15) 薬務関係事務整理・統計に関すること。
- (16) 医薬品等の製造の許可等に関すること。
- (17) 医薬品等製造販売の許可等に関すること。
- (18) 医薬品等のFD申請システムに関すること。
- (19) 医薬品等の生産振興に関すること。
- (20) 薬務関係台帳管理システムに関すること。
- (21) 薬局の開設許可等に関すること。
- (22) 医薬品販売業の許可等に関すること。
- (23) 高度管理医療機器等の許可等に関すること。
- (24) 薬局製剤製造販売業・製造業の許可等に関すること。
- (25) 毒物劇物取扱者試験に関すること。
- (26) 毒物劇物の製造及び輸入の登録等に関すること。
- (27) 薬種商試験・特例販売業能力認定試験に関すること。
- (28) 災害時医薬品等の備蓄供給に関すること。
- (29) 国有ワクチン等の供給に関すること。
- (30) 薬事工業生産動態統計に関すること。
- (31) 温泉掘削の許可等に関すること。
- (32) 「薬の相談」窓口に関すること。
- (33) 薬事監視指導に関すること（特別薬事監視、一斉薬事監視等を含む。）。
- (34) 毒物劇物監視指導に関すること。
- (35) 薬事経済調査等に関すること。

- (36) 薬事監視員の研修・講習会に関する事。
- (37) 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動に関する事。
- (38) 薬物乱用防止教室及びスクールキャラバンカーに関する事。
- (39) 医薬品・医療機器等の製造販売後安全管理（GVP）に関する事。
- (40) 医薬品・医療機器等の品質管理（GQP）に関する事。
- (41) 医薬品・医療機器等の製造及び品質管理に関する事。（GMP適合性調査）
- (42) 農薬危害防止に関する事。
- (43) 麻薬及び向精神薬・大麻・覚せい剤各取締法及びあへん法の施行・捜査に関する事。
- (44) 福島県薬物乱用対策推進本部に関する事。
- (45) 薬物関連問題相談事業に関する事。
- (46) 薬物乱用防止指導員連合協議会に関する事。
- (47) 薬物乱用防止指導員の研修に関する事。
- (48) 麻薬等の免許事務に関する事。
- (49) 麻薬関係の統計調査に関する事。
- (50) 医薬品等副作用・生物由来製品感染等被害救済制度に関する事。

## （２）施策の基本方針

### 健康増進グループ

県民が幸せな生活を営むためには、何よりも心身の健康が大切であることから、「自分の健康は自分で守る」というセルフ・ケア(自己管理)を基本とした健康づくり対策を推進するために、次の事項を基本とした施策を重点的に推進する。

#### 1 健康づくり県民運動の推進と普及啓発

21世紀の本格的な少子・高齢社会を健康で活力あるものとし、医療費等の社会保障負担を適正な水準に保っていくためには、単に病気の早期発見や早期治療に留まらず、健康を増進し発病を予防する「1次予防」の重視と生活の質の向上が必要である。

このため、本県では、長くなった人生を認知症や寝たきりにならない状態で生活できる時間(健康寿命)の延伸を目指し、社会環境等の改善までを含めた新たな健康づくりへの取組みとして、「健康ふくしま21計画」を基本とし、総合的・長期的視点に立ち、実効性のある「21世紀における県民健康づくり運動」(「健康ふくしま21」)を展開する。

「健康ふくしま21計画」を推進し、官民一体となった運動を展開するため、「健康ふくしま21推進県民大会」を開催するなど、県民運動の普及啓発を図るとともに、「健康ふくしま21推進協議会」を開催し、関係機関等の連携を図りながら具体的施策を協議する。

## 2 健康づくり推進体制の整備

県民の生涯にわたる健康の保持・増進を図るためには、ライフステージに応じた保健指導や各種の健康診査等の地域保健を推進する健康づくり体制の整備が必要である。

このためには、セルフケアの考え方を住民浸透させるために大きな役割を担う市町村や保健センターに勤務する職員等に対する「地域保健関係職員研修」を行い健康づくり指導者の育成と資質の向上を図る必要がある。

## 3 生活習慣病対策

がん、脳卒中、心臓病、糖尿病など生活習慣病の発症、進行には喫煙・運動・食事等の生活習慣が深く関わっていることが明らかになってきていることから、防煙、分煙、禁煙のたばこ対策や運動習慣の定着、バランスのとれた食生活など生活習慣の改善を図るため、メタボリックシンドロームなど一次予防に関する正しい知識の普及啓発をより一層推進していく必要がある。

## 4 難病対策・原爆被爆者対策

原因が不明で治療法が未確立である難病に関する対策については、難病に関する医療の確立と普及を図るため、特定疾患治療研究事業に取り組み、患者の医療費の負担軽減を図る。

また、患者や家族が安心して療養生活を送れるよう、難病在宅療養者支援体制整備事業、重症難病患者療養支援ネットワーク事業、難病患者等居宅生活支援事業、在宅人工呼吸器使用特定疾患治療研究事業などに取り組み、患者や家族の療養支援と難病医療体制の整備に努める。

また、難病相談支援センターでの相談及び難病患者支援セミナー事業などにより支援体制の充実を図る。

原子爆弾被爆者対策については、健康状態及び生活面において特別な状態に置かれていることを考慮し、定期健康診断の実施、各種手当の支給、介護保険利用助成などを実施し、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るとともに、被爆者二世に対する健康診断を実施する。

## 5 歯科保健

う蝕や歯周疾患等の歯科疾患に関する予防意識の浸透を図り、口腔内の健康の保持増進を図るため、関係機関との連携の下にライフステージに応じた歯科保健思想の普及啓発を図る。

特に高齢社会を踏まえ、生涯にわたって丈夫な歯で健康な生活を送れるよう、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした「8020運動」を積極的に推進するため、歯科保健対策協議会を開催するとともに、市町村における歯科保健対策が計画的に推進されるよう歯科保健情報システム等を活用して支援を行う。

また、障がい児・者の口腔保健の向上を図るため、施設入所者等に対する口腔保健指導等を行う。

## 6 健康危機管理体制の整備充実

医薬品、食中毒、感染症、飲料水、放射線、毒物・劇物その他何らかの原因により、県民の生命、健康の安全が脅かされる事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等を行う健康危機管理の体制の整備充実を図る。

## 医療看護グループ

県民一人ひとりが生涯を通じて各ライフステージや疾病に応じた医療サービスを等しく享受できるよう、次の事項を基本とした施策を重点的に推進する。

### 1 保健医療提供体制の整備充実

#### (1) 医療提供体制の整備充実

県民がいつでもどこでも適切な医療を受けられるよう、医療機関が行う医療施設の患者療養環境等の整備、特定医療機器の整備などに対して助成するとともに、公的病院等の特殊診療部門の運営費助成や新生児医療を担う地域の基幹病院に対する運営費及び設備整備費の助成などにより、医療提供体制の整備充実を図る。

また、県民への適切な医療提供を確保するため、医療資源の効率的な活用を図りながら、医療機関相互の機能分担と連携を強化し、効率的な医療提供体制の確保を図る。

さらに、患者の視点に立った医療を実現し、医療への信頼が確保され、患者が納得して医療を受けられるよう、その相談体制の整備を図る。

#### (2) 救急医療体制の強化

救急患者の症状に適切に対応できるよう初期救急から第三次救急までの体系的な整備を推進するため、県立医科大学附属病院に救命救急センターの整備を進めるとともに、ドクターヘリの導入に向けヘリポート整備に着手するほか、救命救急センターの運営費に対して助成を行うとともに、救急医療施設の施設設備整備に対して助成し、診察機能の充実強化に努める。

また、総合医療情報システムの運営により救急医療体制の円滑な運用を支援するとともに、救急医療対策協議会の設置運営を行い医療関係機関との連携強化を図るほか、県民に対してもインターネット方式により医療機関の基本的な情報の提供や救急法・救急知識の普及啓発等に努める。

さらに、災害時における救急医療を確保するため、災害医療従事者への研修、災害救急医療資器材の整備などを推進する。

#### (3) へき地医療の確保

医療に恵まれない地域において地域住民に安定した医療提供の確保を図るため、へき地診療所やへき地医療支援センターに対して運営費を助成するほか、自治医科大学卒業医師等の医療に恵まれない地域への配置を推進する。

また、へき地医療支援機構において、医療に恵まれない地域に対する医療支援や医師確保対策等について検討を行うとともに、医学を専攻する学生で、将来へき地診療所等に勤務しようとする者に対し修学資金を貸与することにより、本県のへき地診療所における医師等の確保を図る。

#### (4) 歯科医療の確保

近年の高齢化により、在宅における高齢者等の要介護者が増加する傾向にあることから、在宅高齢者等の口腔衛生の改善を図るため、医療従事者に対する研修を実施する。

あわせて休日における歯科医療の確保を図るため、歯科在宅当番医制事業を実施する。

## 2 保健医療の新たな展開

### (1) 在宅ケア

在宅療養者への緩和ケア及び訪問看護の充実を図り、県民が質の高い在宅ケアを受けることができる体制を確保するため、関係機関と連携を図りながら、在宅緩和ケア研修事業、在宅緩和ケア普及事業、訪問看護ステーション及び医療機関に勤務する看護師の相互研修を実施する。

### (2) 移植医療の普及

骨髄バンク事業に対する県民の理解とドナー登録の促進を図るため、県民への普及啓発を推進するとともに、骨髄ドナー登録会の開催及びドナー登録機関である赤十字血液センターのない地域における登録窓口の設置により、登録機会の確保に努める。

また、平成9年10月の「臓器の移植に関する法律」の施行に伴い、移植医療について県民への普及啓発を推進するとともに、臓器移植コーディネーターを設置し、臓器移植の円滑な実施を図る。

## 3 結核・感染症対策

### (1) 結核対策

福島県結核予防計画に基づき、接触者検診の充実、標準治療の普及徹底、直接服薬確認等の患者支援の徹底、施設内（院内）感染の防止等、本県の実情に応じた重点的・効果的な結核対策を推進する。

### (2) 感染症対策

福島県感染症予防計画、感染症対策マニュアルに基づき、適切な感染症対策及び防疫対策を実施する。

また、新型インフルエンザの発生に備えて、新型インフルエンザ対策行動計画に基づき抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など体制整備を図る。

なお、感染症予防対策の根幹である感染症発生動向調査体制の充実を図るため、感染症情報センター機能の充実を図る。

エイズ予防対策については、正しい知識の普及啓発の強化、利用しやすいHIV検査体制の構築、エイズ治療拠点病院間の連携を図るとともに、エイズを含む性感染症の青少年に対する教育・啓発活動を教育委員会と連携を図りながら積極的に推進する。

あわせて、ハンセン病についての偏見や差別の解消を図るため、啓発普及事業を実施する。

## 4 保健医療スタッフの確保と資質の向上

深刻化する医師不足に対応するため、県立医科大学へ新たに医師20名を配置し、支援要請があった公的病院へ派遣を行う。

また、看護職員については、「福島県看護職員需給計画」の着実な実施に向けて、就業の促進、養成の充実強化、就業環境等の改善による定着促進及び資質の向上を主要な柱として関連施策の一層の推進を図る。

さらに、県内において不足が著しい理学療法士、作業療法士等については、修学資金貸与事業の実施によりその確保に努める。

## 食品安全グループ

衣食住全般にわたって安全で安心できる生活環境の確保が求められていることから、特に食品安全及び動物愛護について、これらの要求に適切に対応しつつ生活衛生行政の一層の充実強化を図るため、次の施策を重点的に推進する。

### 1 食品安全確保対策の推進

- (1) 食品の多様化、流通の広域化並びに食品加工技術の高度化に対応して、「福島県食品衛生監視指導計画」により食品製造施設に対する監視指導を行うとともに、HACCP（危害分析・重要管理点）方式による衛生管理を普及啓発し、営業者による自主的衛生管理体制の強化を図る。
- (2) 食品の検査を行い、不良食品の排除に努めるとともに、営業者及び消費者に対し食品衛生知識の普及啓発を図り、併せて、食品関係施設に対する監視指導により、食中毒の発生を防止する。
- (3) 食品安全推進会議を開催し、「福島県食品の安全確保に係る基本方針」及び「福島県食品の安全確保対策プログラム」に基づく食品安全対策事業の進行管理を行い、食品の安全確保を推進する。
- (4) と畜及び食鳥検査業務等を強化するとともに、と畜場等の衛生管理の指導を徹底し、安全で衛生的な食肉の確保に努める。

### 2 動物愛護の推進

- (1) 飼い犬のしつけ方教室や動物愛護フェスティバルの開催及び小学校への獣医師派遣などを通じて、広く県民の間に動物愛護の気風を醸成し、人と動物が共存できる社会環境の確保を図る。
- (2) ペットショップなどの動物取扱業者に対して立入指導を実施し、動物の愛護と適正管理の普及啓発を図る。
- (3) 特定動物の飼養施設への立入指導や放置犬等の捕獲並びに飼養者に対する適正管理の指導等を行う。

## 環境衛生グループ

衣食住全般にわたって安全で安心できる生活環境の確保が求められていることから、特に衛生的な環境や水道事業について、これらの要求に適切に対応しつつ生活衛生行政の一層の充実強化を図るため、次の施策を重点的に推進する。

### 1 衛生的な環境対策の推進

- (1) 生活衛生関係営業は、県民生活に密接な関係を有しているが、その経営規模は零細で、営業基盤も脆弱であることから、経営の健全化のための相談指導體制の充実強化を通じ、生活衛生関係営業の振興を図る。
- (2) 生活衛生関係営業施設に対する監視指導を実施し、自主管理体制の確立を図りながら衛生水準の維持向上に努める。
- (3) 安全で安心できる暮らしを確保するため、公衆浴場や旅館のレジオネラ属菌対策や室内空気環境対策等を実施し、適切な指導と情報の提供に努める。

- (4) 一定規模以上の建築物の衛生的環境を確保するため、その適正な維持管理について監視指導に努めるとともに、ビル管理業の登録を促進し、ビル管理業者の資質の向上を図る。

## 2 水道事業の推進

- (1) 県民が安心して飲める「おいしい水」の安定的な供給に向けて、県内どこでも水道が利用できるよう水道未普及地域の解消に努める。
- (2) 水道水の安定供給及び経営基盤の強化を図るため、水道の広域化に対する支援を行う。
- (3) 災害時におけるライフラインを確保するため、災害に強い水道施設の整備を促進する。
- (4) 安全な水供給を確保するため、「福島県水道水質管理計画」に基づき水質検査体制の整備を進めるとともに、水源の水質悪化や異臭味等に苦慮している地域における高度浄水処理の導入を促進する。
- (5) ビルなどの受水槽水道の適正管理についての指導を徹底し、県民が安心して水道を利用できる環境づくりを図っていく。

## 薬務グループ

県民の保健医療サービスの充実を目的として、医薬品等の品質・有効性・安全性を確保するとともに、血液の確保（400mL、成分献血の普及）並びに覚せい剤等の薬物乱用の防止対策、医薬品の適正使用につながる医薬分業の啓発に努めるほか、新たな検査需要に対応できるよう、検査体制の充実強化及び温泉の適正利用の推進を図る。

### 1 医薬品等の有効性・安全性の確保

医薬品等は、医療及び日常生活上必要欠くことができないものとして人の生命・健康の保持、増進に大きく貢献している。その反面、不良・不適正な医薬品等による事件、医薬品等の副作用の発生が社会問題になっている現状である。

このような状況のもと、薬事法の目的である医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売業者に対するGVP等や医薬品等製造業者に対するGMP等の指導はもとより、許認可事務の迅速化を図るとともに、薬事監視体制の充実強化、医薬品等苦情相談窓口を設置するなど、適正な県民医療の確保に努める。

また、医薬品の含有が疑われるいわゆる健康食品の買上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の排除を行うとともに、健康被害の発生を未然に防止する。

さらに、非常災害時に県民が必要とする医薬品等を迅速に医療機関等へ供給するため県内各医療圏（南会津医療圏は会津医療圏と同一とする）ごとに医薬品等の備蓄供給体制の確保を図る。

### 2 医薬分業

医師等と薬剤師がそれぞれの職能を分担する医薬分業を推進することによって、薬の併用や重複投薬による副作用等の防止など医薬品の有効性・安全性を確保するとともに、医薬品の適正使用を推進することにより良質かつ適正な薬物療法を促進させ、県民医療サービスの向上を図る。

また、「かかりつけ薬局」の育成を図るなど、患者本位の良質な医薬分業の定着を図る。

### 3 血液の確保対策の推進

県内の献血者数は、長引く景気低迷を背景とした事業所献血者の減少や、若年層の献血離れ等により、年々減少傾向である。

県民の医療に必要な血液を県民の献血で賄えるよう、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律及び福島県献血推進計画等に基づき、県民に対し献血思想の普及・啓発、複数回献血や若年層献血の推進、ボランティア団体の育成等を図りながら血液事業の円滑な推進に努める。

### 4 薬物乱用の防止

麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物乱用は、乱用者の個人の健康を蝕むばかりでなく、各種犯罪を誘発し、家庭崩壊等地域社会への弊害は計り知れないものがある。

また、覚せい剤などの薬物乱用が一般市民層にまで浸透し、最近では全国的に若年層を中心に大麻や、MDMA（合成麻薬）などの薬物汚染が深刻化してきている。

このため、薬物乱用の弊害について、県民に普及啓発するとともに、薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進する。

さらに、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）は、有害性があり、乱用によっては健康被害が生じるだけでなく、ゲートウェイドラッグ（覚せい剤等薬物乱用の入口）になる恐れがあるため、インターネット監視等により買上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の排除を行うとともに、健康被害の発生を未然に防止する。

### 5 新たな試験検査体制の整備及び精度管理の充実

SARS等新興・再興感染症や高病原性鳥インフルエンザなどの高病原性動物由来感染症や健康食品への医薬品成分等混入など健康危機管理に直面した問題が頻発しており、迅速な検査が求められている。また、農産物等の残留農薬検査について、ポジティブリスト制が導入されるなど、検査をとりまく環境は大きく変化してきており、随時対応を図る必要がある。

そのため、検査体制の強化や調査研究事業の充実を図り、県民の安全安心を確保する。

さらに、県内の衛生検査所を対象に、外部精度管理調査や福島県衛生検査精度管理委員の同行による立入検査を実施し、検査業務が適正に行なわれるように指導監督する。

### 6 温泉の適正利用の推進

高齢化社会の到来などを背景に県民の健康指向、やすらぎ指向が一段と高まる中であって温泉需要は年々増大し、その利用形態も、温泉旅館や公衆浴場など多岐にわたっており、特に近年は余暇時間の増大や社会環境の変化に伴い、自然との豊かなふれあいや保養への関心が高まっている。

このことから、貴重な自然資源である温泉源の保護と適正な利用を図る。

### (3) 事業計画

#### 健康増進グループ担当の事業

#### 1 健康づくり県民運動の推進と普及啓発

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
国民健康・栄養調査	2,021 (国庫 2,021)	健康増進法第10条に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため調査を実施し、国民の健康増進を総合的に推進するための基礎資料を得る。 調査項目 ・栄養摂取状況調査 ・生活習慣調査 ・身体状況調査(身長・体重・腹囲・血圧・血液・運動量・問診)
健康増進事務経費(経常行政経費)	4,105 (手数 1,532)	<p>1 保健衛生学会経費 652千円 保健衛生関係者の資質の向上を図る研鑽の場として「福島県保健衛生学会」を開催する。 時期：平成18年8月31日(木) 場所：いわき市(いわき市総合保健福祉センター)</p> <p>2 健康ふくしま21推進県民大会経費 849千円 県民健康づくり運動を効果的に展開するため、関係者の総意と活力を結集して「健康ふくしま21推進県民大会」を開催する。 時期：平成18年10月27日(金) 場所：福島市(福島テルサ)</p> <p>3 健康ふくしま21推進協議会の開催 499千円 県民をはじめ健康に関連する関係機関及び関係団体から構成される委員(25名)により、健康ふくしま21を推進するための方策について協議する。</p> <p>4 健康ふくしま21評価検討会の開催 285千円 「健康ふくしま21計画」の評価に向けた健康情報の収集・提供の方法を検討するとともに、健康情報を定期的かつ系統的に把握し進行管理するための方法を確立する(委員11名)。</p> <p>5 食生活改善事務経費 1,820千円 (1) 特定給食施設管理事業 特定給食施設巡回指導 (2) 栄養士・管理栄養士指導事業 栄養士・管理栄養士養成施設5施設の指導 栄養士・管理栄養士学生実習指導 (3) 保健福祉事務所栄養指導事業 (4) 市町村栄養改善事業の支援指導 (5) 食品の特別用途表示・栄養表示基準等の管理事業</p>
地域保健推進に関する国際協力事業	333 (諸収 270)	ジョイセフ(家庭計画国際協力財団)が行う保健事業に関する中国関係者の訪日視察研修事業に対し、日中友好と国際協力の立場から、訪日団の視察の受入れを行う。 受入時期 平成18年7月頃 受入場所 県庁・県内1保健福祉事務所

事業名	予算額	内容
一部新 健康ふくしま2 1 推進事業	3,287	<p>「県民の健康と生活の質の向上」を基本目標として策定された「健康ふくしま21計画」に基づき、「健康寿命」の延伸を目指し、21世紀における県民健康づくり運動の総合的推進を図る。</p> <p>1 (新)「健康ふくしま21計画」推進事業</p> <p>(1) 健康ふくしま21推進協議会・評価検討会専門分科会の開催(分野別推進方策(改定案)の検討)</p> <p>(2) 「健康ふくしま21計画」改訂版(概要版)の作成</p> <p>2 (新)がん予防対策推進事業</p> <p>がん予防に関する啓発資料(ちらし、A4判4頁)を作成し、市町村と協力のうえ、配布(周知)する。</p>
一部新 公衆衛生学会経費	500	<p>1 日本公衆衛生学会 公衆衛生に係る大学、研究機関、行政などの公衆衛生関係者が、日頃の研究成果の発表や、情報交流を図るために開催する学会への負担金</p> <p>2 (新)がん征圧全国大会 がんをなくすため、がんに対する取り組みや、情報発信を行うことを目的に、がんに関する全ての関係者が一同に会した大会の開催を支援する。 時期：平成18年9月14日(木)～15日(金) 場所：福島市「文化センター」</p>
健康衛生事務経費(運営経費)	1,117	
健康衛生事務経費(施設管理経費)	373 (手数 373)	栄養士免許台帳管理
合計	11,736 (国庫 2,021) (手数 1,905) (諸収 270)	

## 2 健康づくり推進体制の整備

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
地域保健関係職員研修事業	3,297	効果的な地域保健対策を推進するために、市町村及び保健福祉事務所等の職員に対する研修を実施し、関係職員の資質の向上を図る。 1 事業評価研修 効果的な事業の企画立案や事業の見直し等を行うために地域保健・福祉事業の評価方法について知識を習得する。 2 調査研究技術研修 地域の実情やニーズに応じた効果的な活動を推進するための研究的な取組みの意義、方法について実践的に習得する。 3 健康づくり推進研修 健康づくり対策を推進するため、生活習慣病の予防、禁煙対策、栄養指導を推進するために必要な知識、技術の習得を図る。 4 難病相談技術研修 難病患者に対する適切な相談及び在宅介護・看護の指導を行うために必要な知識と技術の習得を図る。 5 地域保健活動強化派遣研修 保健福祉事務所職員に対し、今後の地域保健活動に必要な技術・能力の習得と資質の向上を図るため、国立保健医療科学院及び中央等の研修へ派遣する。 6 地域保健福祉活動推進研修 市町村職員等に対する現任訓練を含めた研修を、地域の実情や課題を踏まえて実施する。
健康増進事務経費(経常行政経費)	716	地域保健医療圏域における保健・医療・福祉関係機関及び関係者の連携を強化し、精神障害者や長期療養児など広域的・専門的な支援が必要な在宅療養者に対して効果的・効率的なサービスを提供するためのケア・コーディネートシステムの推進を図る。 1 ケア調整会議の開催 2 地域在宅ケア研修会の開催
医療社会事業普及啓発事業	160 (諸収 160)	医療社会事業を広く県民に普及するため、医療社会事業に関する各種相談事業を行う福島県医療ソーシャルワーカー協会に対し補助する。
地域保健医療推進事業	2,725	地域の特性を踏まえた保健医療対策を実施するため、各地域保健医療福祉計画に基づき、地域の課題に対応した具体的な事業を重点的に実施する。 地域ぐるみで進める働き盛りの肥満及び糖尿病予防事業 他
合計	6,898 (諸収 160)	

## 3 生活習慣病対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
生活習慣病予防普及啓発事業	906	県民がそれぞれのライフステージにおいて自らの生活習慣を見直し、生活習慣病の予防と健康の維持を図り、健康に対する自己管理意識の定着化に資するため、保健福祉事務所単位で講習会等を開催する。

## 4 検診体制の整備

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
新 検診機器整備事業	20,029 (諸収 20,029)	乳がんは女性のがん罹患率の第一位となっており、その数は年々増加傾向にある。そのため、40歳未満の若年者を対象とした乳がん検診体制の整備を図るため、超音波検診車を整備する。

## 5 難病対策・原爆被害者対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
一部新 特定疾患治療研究事業	1,270,929 (国庫 391,993) (諸収 7)	<p>特定疾患は原因が不明で治療方法も未確立であり、かつ、経過が慢性にわたる疾患で、日常生活に困難をきたすとともに経済的にも大きな負担となるので、45疾患の治療研究対象疾患を公費で負担することにより医療費の自己負担を軽減する。また、認定の適正化・効率化と治療研究の促進に資するため、電子媒体を活用した認定事務を行う。</p> <p>1 特定疾患対策調査研究会の開催 146千円 本県における特定疾患患者の実態を究明、分析するとともに、患者のQOLの向上のための対策を検討する。 委員：11名(年1回) 810千円</p> <p>2 特定疾患治療研究事業対象患者審査会の開催 特定疾患対象患者の承認審査を行う。 委員：7名(年12回)</p> <p>3 特定疾患治療研究事業の実施 1,258,941千円 原因が不明で治療方法が確立されていない45の特定疾患について、治療研究を行うとともに、治療研究対象疾患を公費で負担することにより医療費の自己負担を軽減する。 対象患者数：8,969人</p> <p>4 (新)特定疾患公費適正化事業の実施 456千円 特定疾患治療研究事業の公費請求データをシステムに入力することにより、不正な請求書等の早期発見及び請求データの統計管理を行い、事務の適正化を図る。</p> <p>5 難病患者認定適正化事業の実施 2,112千円 特定疾患治療研究事業の対象患者のデータをシステムに入力することにより、認定事務の効率化を図るとともに、治療研究の推進を図る。</p> <p>6 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護事業 8,464千円 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、患者の在宅療養の実態把握と介護負担の軽減を図り、患者・家族の生活の質(QOL)の向上を図る。</p>

事業名	予算額	内容
難病在宅療養者 支援体制整備事業	3,966 (国庫 1,983)	<p>長期療養を続ける在宅難病患者の日常生活動作（ADL）の程度や病状・病態等に応じた保健・医療・福祉サービスの提供等の適切な支援を行うことにより、患者及び家族の生活の質の向上を図る。</p> <p>1 難病患者地域支援連絡調整事業  (1) 難病患者地域支援連絡会議  (2) 難病患者在宅ケア調整会議  2 難病患者相談指導事業  3 難病患者医療相談事業  4 難病患者訪問診療事業  5 重症難病患者療養支援ネットワーク事業  6 難病研修会事業  7 難病医療連絡協議会</p>
先天性血液凝固 因子障害等治療研 究事業	21,224 (国庫 7,161)	<p>先天性血液凝固因子障害者のおかれている特別な立場を考慮し、その患者の医療費の自己負担分を公費で負担することにより、患者の医療負担の軽減を図り、精神的、身体的不安の解消を図る。</p> <p>対象人員 76人</p>
遷延性意識障害 治療研究事業	16,379	<p>事故、疾病等により、大脳機能一般が長く失われた状態である遷延性意識障害者に対する治療は極めて困難であり、かつ長期にわたりその医療費も高額になるので、3か月以上この状態にある患者の医療負担の軽減を図る。</p> <p>対象人員 43人</p>
難病患者等居宅 生活支援事業	498 (国庫 116)	<p>難病患者等の生活の質の向上を図るため、難病患者等の居宅における療養生活を支援する。</p> <p>1 難病患者等ホームヘルプサービス事業（該当市町村へ補助）  日常生活を営むのに支障がある難病患者等の家庭に対し家事、介護等の援助を行うためのホームヘルパーの派遣を行う。  難病患者等の介護者が社会的又は私的理由により、難病患者等を介護できない場合、当該難病患者等を一時的に病院等で保護する。</p> <p>2 難病患者等日常生活用具給付事業（中核市を除く該当市町村へ補助）  日常生活を営むのに支障がある難病患者等の家庭に対し日常生活用具を給付する。</p> <p>3 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業  難病患者等のホームヘルプサービス事業に対するニーズに対応するため、ホームヘルパーの養成を行う。</p>

事業名	予算額	内容
難病相談支援センター事業	8,888 (国庫 4,429) (諸収 30)	<p>原因が不明であり、治療法が確立していない、いわゆる難病の患者が抱える多くの相談ニーズに応えるため、地域における相談の拡充、より専門的な相談への対応、県域全体を視野に入れた患者支援方策の充実を図るとともに、各種施策を展開する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 難病相談・支援センター運営費</li> <li>2 希少難病患者会・支援セミナー事業 患者数が少ない、希少難病など広域的(県全域)な支援が必要な疾患について、患者・家族等を対象とした相談会・交流会を開催する。 開催回数：年3回</li> <li>3 難病相談会・交流会開催支援事業 患者数がある程度あり、患者会等が組織されている疾患について、患者会等自らが行う相談会・交流会開催の支援(補助)を行い、患者会等組織の運営基盤強化を図る。 開催回数：12回</li> <li>4 ボランティア育成事業 難病患者・家族が、住み慣れた地域で安心して自立した療養生活ができるような在宅療養環境整備を図るため、ボランティアの育成を行う。</li> </ol>
原爆被爆者対策事業	50,013 (国庫 49,436)	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、認定疾病及び一般疾病に対する医療の給付、各種手当等の支給並びに介護保険等利用の際の助成を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図る。また、被爆者二世を対象とする健康診断を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被爆者の健康診断事業 原爆被爆者が今なお置かれている特別の状況に鑑み、原子爆弾被爆者に健康診断を実施し、健康の保持と増進を図る。</li> <li>2 被爆者各種手当支給事業 原子爆弾被爆者であって、原子爆弾の障害作用の影響を受け、今なお特別の状態にある者に対し、手当を支給することにより、その福祉の向上を図る。</li> <li>3 原爆被爆者の介護保険等利用助成事業 原子爆弾被爆者が介護保険を利用した時に、その自己負担分を助成することにより、原子爆弾被爆者の生活の水準の保持及び福祉の向上を図る。</li> <li>4 原爆被爆者二世健康診断事業 原子爆弾被爆者の二世に対し、健康診断を行うことにより、その健康状態の実態を把握するとともに健康管理に資する。</li> <li>5 原爆被爆者葬祭事業 原子爆弾被爆者が、被爆から死没までの特別の境遇に鑑み、遺族に対し、葬祭料を支給する。</li> </ol>
合計	1,371,897 (国庫 455,118) (諸収 37)	

## 6 歯科保健

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
健康増進事務経費(経常行政経費)	1,107 (国庫 920)	1 歯科保健対策協議会設置運営事業 本県における歯科保健対策を総合的かつ体系的に推進するため、学識経験者、保健医療関係団体の代表者等から構成される歯科保健対策協議会を開催する。 2 市町村歯科保健強化推進事業(各保健福祉事務所) 歯科保健情報システム等を活用して市町村歯科保健事業を支援するため、検討会及び研修会を開催する。 3 歯科保健指導者養成研修事業 「健康ふくしま21計画」や「福島県歯っぴいライフ8020運動推進計画」の目標達成に向け、ライフステージに応じた歯科保健思想の普及啓発を図るため、歯科保健指導者の養成を行う。 実施回数：1回
ヘル歯-ライフ8020推進事業	5,038 (国庫 4,975)	8020を目指した歯の健康づくりに関する知識の普及啓発を図るため、「うつくしま、ふくしま。歯の祭典」や8020推進普及啓発資材の作成などを行うとともに、市町村における8020推進の支援を行う。 1 ヘル歯-ライフ8020の実施 (1) ヘル歯-ライフ8020の実施 (2) 市町村における8020推進の助言・指導 (3) フッ化物応用支援事業 (4) 歯周疾患予防支援事業 (5) 歯からはじめる禁煙支援事業 2 ヘル歯-ライフ8020フェアの開催 (1) 「うつくしま、ふくしま。歯の祭典」の開催 (2) 歯の健康づくり講演会
ヘル歯-ケア推進事業	600 (諸収 600)	生涯を通じた歯の健康づくりを推進するため、口腔保健指導の必要な在宅療養者等に対し歯科衛生士による口腔保健指導を行い、障がい者等の生活の向上を図る。 (1) 訪問口腔保健指導事業(各保健福祉事務所) (2) 要介護者口腔ケア教室の開催 県内4か所
障がい児者等歯科保健指導事業	1,260 (国庫 630)	障がい児者施設の入所者や通所者の口腔保健指導を実施し、口腔状態や嚥下、咀嚼などの口腔機能の改善を図るとともに、施設の口腔健康管理能力の向上を図る。 (1) 歯科健康診査 (2) 歯科保健指導 対象施設：障がい者施設 指導回数：各4回 (うち2回は歯科医師による健康診断を行う)
合計	8,005 (国庫 6,525) (諸収 600)	

## 7 健康危機管理体制の整備充実

事業名	予算額	内容
健康危機管理対応事業	922	健康危機管理事例発生時の連絡体制を確保するため、緊急時連絡体制の運用を行うとともに、研修会を開催し、「健康危機管理マニュアル」を踏まえた図上演習等を行い、その実効性の確保を図る。

医療看護グループ担当の事業

1 保健医療提供体制の整備充実

(1) 医療提供体制の整備充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
健康衛生事務経費（運営経費）	45	県民医療推進経費
医療安全対策事業	2,984 (諸収 13)	福島県医療相談センターを運営し医療相談等に応じるとともに、福島県医療安全対策検討会を運営し、相談体制の整備・強化を図る。
原子力災害緊急時医療活動事業	27,560 (国庫 27,560)	<p>緊急時医療活動に必要な緊急時医療施設の維持管理経費、医療機器等の整備経費並びに緊急時医療活動従事者に対する研修を行う。</p> <p>1 緊急時医療施設の維持管理経費 環境医学研究所内検査除染室（県汚染検査室を含む） 県立医科大学医学部附属病院 第二次被ばく医療機関への必要経費の補助</p> <p>2 緊急時医療機器等整備費 緊急被ばく医療活動用必要消耗品、燃料の購入 ヨウ素剤等の購入（県汚染検査室保管分の更新、粉末購入） 緊急被ばく医療活動用の（衛星）携帯電話等の基本料 緊急被ばく医療事務用パソコンリース料 緊急時医療機器の点検、校正及び保守点検の委託（サーベイメータ、ハンドフットクロスモニタ、WBC等） 緊急時医療資機材等の購入</p> <p>3 緊急時医療活動研修等経費 緊急被ばく医療活動における汚染検査、除染の方法等、必要な知識と技術の習得のため、国の委託を受けた機関等が実施する研修会等に医療関係職員を派遣する。</p> <p>また、緊急時医療体制の整備充実を図るため、関係機関による定期的な連絡会議（緊急時医療対策連絡会議）を開催し、緊急時医療に関する協議、情報交換、研修等を行う。</p>
医療審議会運営経費	1,754 (手数 137)	<p>医療提供体制の確保に関する重要事項を調査審議する医療審議会を開催する。</p> <p>全体会議 年2回開催 保健医療計画調査部会 年4回開催 医療法人部会 年2回開催</p>

事業名	予算額	内容
県民医療対策経費(経常行政経費)	2,950 (手数 2,950)	1 医療監視及び指導経費 (1) 一般医療監視及び医療機関指導 病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備・人員を有し、適正な管理を行っているかどうかについて検査を行い県民に適正な医療を提供できるように監視並びに指導を行う。 監視回数 ・病院：1回/年 ・一般診療所：1回/2年 ・その他(歯科診療所、助産所、歯科技工所及び施術所)：1回/3年 (2) 特別医療監視 医療機関における不適法な事案の発生を防止するため、医師、看護師、薬剤師等の勤務の実態を調査し適正な病院管理運営を指導する。 (3) 医療法人等指導調査 医療法人、公益法人の適正な運営を確保するため必要に応じ実地調査、指導を行う。 (4) 病院等使用前検査 医療法の規定により病院、診療所の開設を行う場合、同法関係法令に適合しているかどうかの確認を行い、適正な医療施設を確保する。 (5) 医療監視員研修会 期間・場所：1日間・福島市 3 医療監視用サーベイメーター保守点検 4 放射線担当医療監視員線量当量測定検査
福島県周産期医療システム整備事業	39,795 (国庫 406)	県の母子保健衛生の水準を示す、出生数、出生率、合計特殊出生率は年々減少化傾向にあり、出生数に占める低出生体重児の割合も、年々高くなる傾向にある。 そのため、妊娠、出産から新生児に至るまでの一貫した医療体制である総合的な周産期医療システムを確立することにより、県民が安心して生み育てることができる環境づくりを推進する。 1 周産期医療協議会等開催経費 814千円 関係行政機関、医療関係団体等をもって構成し、地域の実情に応じて検討及び協議を行う。 2 周産期搬送システム調査・研究事業 237千円 周産期医療システムの確立のために必要な事項について、調査研究を行う。 3 地域周産期母子医療センター等への運営費補助 38,575千円 ネットワークにおける公的な使命を踏まえ、これまで以上に院内の診療体制を充実させ、新たに司令塔的な機能や情報解析・提供機能、さらに総合周産期母子医療センターの代替機能等を担うこととなることから、周産期医療を担う医療機関に対して、運営経費の一部を支援する。 補助率：県1/3 補助先：地域周産期母子医療センター(4カ所) 周産期医療協力施設(5カ所) 4 周産期医療関係者研修費 169千円 総合周産期母子医療センターにおいて、地域周産期母子医療センター、周産期医療協力施設等の医師、看護師、助産師等に対して、周産期医療に必要な専門的・基礎的知識、技術を習得させるため研修を行う。

事業名	予算額	内 容
医療施設近代化 施設整備事業	244,310 (国庫 244,310)	医療施設における患者の療養環境や、医療従事者の執務環境、衛生環境の改善を図り、良質な医療を供給する体制を確保するため、これら施設整備事業を実施する病院に対して助成する。 補助率：国 1 / 3 補助先：病院 2カ所
公的病院特殊診療部門運営費等補助事業	9,030 (国庫 4,515)	特殊診療部門（在宅医療、小児医療等）を有する公的病院の財政の健全化を図り、地域住民の医療の確保を図るため、運営費を助成する。 補助率：国 1 / 3 県 1 / 3 補助先：病院 1カ所
特定医療機器整備資金利子補給事業	874	民間医療機関によるがん検診機器、人工透析装置、又は大腸ファイバースコープ等の整備を効果的に推進するため、診療機器整備に伴う借入金の利子の一部を補給する。 交付先 民間病院（人工透析装置等にあつては民間診療所も含む） 利子補給率 1 . 5 % 利子補給期間 3年間
地域医療支援事業	2,668 (国庫 1,334)	かかりつけ医の定着、連携クリティカルパスによる機能分担といった機能分化に資する事業を実施し、主要な事業ごとの医療提供体制の構築を図る。 委託先 (社)福島県医師会 実施地域 県内1カ所
小児医療確保方策検討事業	161	小児医療の確保方策について調査・研究等を行う。
一部新 医師臨床研修対策事業	4,380 (負担 1,280) (諸収 500)	平成16年4月から新医師臨床研修制度が始まったことに伴い、全国の医学生を対象に福島県臨床研修指定病院による合同ガイダンスを東京都及び福島市で開催し、県内への医師の定着を図る。また、同制度の「地域保健・医療」研修において、臨床研修医を県内の保健福祉事務所で積極的に受入れ、地域保健行政における医師の役割を理解してもらう。 1 臨床研修病院合同ガイダンス事業 2,351千円 「福島県臨床研修病院合同ガイダンス2006」開催費 2 医師臨床研修地域保健・医療研修事業 150千円 「地域保健・医療」研修で臨床研修医を受け入れる保健福祉事務所の必要経費（県北・県中・県南保健福祉事務所） 3 (新)医師臨床研修指導医養成講習会事業 1,879千円 効果的に臨床研修を推進するための指導医養成講習会開催経費
小児救急医療整備支援事業	2,905 (国庫 379)	小児科医師以外のマンパワーを動員することで、医師の負担を減らし、かつ子どもが病気の時の対応について親に理解してもらうことにより不安の軽減を図る。 1 保護者支援事業 1,765千円 子どもの疾病について保護者に正しい情報を提供し、育児不安の解消を図る。 2 医師研修事業 1,140千円 小児科医師が不足している地域で医師の小児診療能力を高めるための研修を実施し、小児初期救急医療体制の充実を図る。

事業名	予算額	内 容
新 地域医療充実のための設備整備補助事業	31,465 (国庫 31,465)	地域の医療水準の向上に資するため、医療機関における医療機器等の整備に要する経費の一部を助成する。 補助率：国 1 / 3 補助先：病院 1カ所
合 計	370,881 (国庫 309,969) (負担 1,280) (手数 3,087) (諸収 513)	

(2) 救急医療体制の強化

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
初期救急医療体制整備事業	12,140	救急医療体制の基盤として、休日等における軽症な救急患者に対応する体制を確保する。 1 歯科在宅当番医制事業 8,000千円 委託先：(社)福島県歯科医師会 2 小児初期救急医療事業 4,140千円 補助率：県 1 / 3 補助先：福島市、郡山市
第二次救急医療体制整備事業	35,603 (国庫 17,801)	初期救急医療の後方体制として、休日又は夜間における入院や手術を要する重症救急患者を収容する施設を確保する。 1 病院群輪番制病院設備整備事業 28,000千円 補助率：国 1 / 3 県 1 / 3 補助先：福島市、いわき市 2 小児救急医療支援事業 7,603千円 補助率：国 1 / 3 県 1 / 3 補助先：郡山市
第三次救急医療体制整備事業	166,120 (国庫 83,060)	重篤な救急患者を受け入れる高度な診療機能を有する24時間診療体制の救命救急センターを設置・運営する。 救命救急センター運営事業 補助率：国 1 / 3 県 1 / 3 補助先：救命救急センター 2カ所
一部新 災害時救急医療体制整備事業	8,342 (国庫 2,800)	1 災害救急医療資器材整備事業 2,065千円 大規模災害時における初動体制として、医療救護活動が迅速かつ的確に行えるよう平成10年度及び11年度に保健所に備蓄整備した災害救急医療資器材(救急医療セット)のメンテナンスを行う。 2 地域災害医療センター設備整備事業 5,600千円 災害医療センターとして必要な設備を整備するため、その経費の一部を助成する。 補助率：国 1 / 3 県 1 / 3 補助先：病院 1カ所 3 (新)災害派遣医療チーム(DMAT)研修派遣事業 677千円 国が主催する災害派遣医療チーム(DMAT)研修に県内のDMAT整備病院を派遣する。 派遣対象病院 4病院

事業名	予算額	内 容
救急病院協会補助事業	3,000	救急病院（国立、県立を除く56病院）の適正な活動を促進するため、研修会の実施、中央研修会への派遣などの事業に要する経費の一部を補助する。
総合医療情報システム運営事業	125,499 （国庫 36,287） （負担 16,636）	災害時を含めた救急医療体制を支援するため、総合医療情報センターを中核に、県内全域の救急・へき地医療関係機関等をインターネット方式で結び、各種救急医療情報や医療機関情報を登録し、提供するとともに、県民にも、初期救急医療体制の情報（や基本情報の）提供を行う。 総合医療情報センター設置場所 福島県医師会館内 委託先：（社）福島県医師会
救急医療対策協議会運営経費	2,670 （国庫 204）	県内の救急医療体制の一層の整備促進を図るとともに、第三次福島県保健医療計画を推進するため、救急医療体制の整備充実、搬送途上医療の推進、応急手当の普及等について、具体的な協議を行う。 1 県救急医療対策協議会運営経費 407千円 関係機関相互の合意形成機関として設置し、全県的な救急医療体制の整備について検討協議を行う。 開催回数：2回 2 地域救急医療対策協議会運営経費 2,048千円 県内の7地域保健医療圏域毎に設置し、地域の救急医療体制の整備、メディカルコントロール体制等について検討協議を行う。 開催回数：各1回 3 県救急医療体制整備検討小委員会運営経費 215千円 県協議会の下部組織として、救急医療体制の整備等について具体的に検討協議を行う。 開催回数：2回
福島県AED（自動対外式除動器）推進事業	3,270	一般市民のAED使用について、講習会の指導者の養成やAED機器の設置を通じて普及啓発を行い、県内の救命率の向上を図る。 1 福島県BLS・ACLS研修事業 1,170千円 県医師会が主催するACLS研修会の開催に必要な経費に対して、補助を行う。 補助率：1/2 補助先：（社）福島県医師会 2 福島県AED設置推進事業 2,100千円 一般市民のAED使用について普及啓発を行うため、県の施設にAEDを設置する。 設置箇所：保健福祉事務所 6カ所
新 ドクターヘリ整備事業	64,863	救急患者の治療開始までの時間及び搬送時間の短縮のため、医科大学附属病院にヘリポート等を整備するとともに、円滑な運航を図るためドクターヘリ運航検討委員会（仮称）を開催する。 1 ヘリポート整備事業 64,283千円 2 ドクターヘリ運航検討委員会（仮称）開催経費 580千円

事業名	予算額	内 容
医科大学附属病院救命救急センター整備事業	462,692	救命救急センターの空白地域である県北地域を対象として、医科大学附属病院に高度救命救急センターを目指して、救命救急センターを整備する。 施設整備費 434,197千円 設備整備費 22,552千円 委託料等 5,943千円
県民医療対策経費(経常行政経費)	977	災害医療従事者研修派遣事業 災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るため、厚生労働省が実施する医療従事者に対する研修会へ医療救護スタッフ要員を派遣する。 対象：災害医療センターの医療チーム (1チーム5名編成 2班)
合 計	885,176 (国庫 140,152) (負担 16,636)	

(3) へき地医療の確保

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
自治医科大学運営費負担金	127,000	全国各都道府県が共同出資して設置した自治医科大学の運営費を負担する。
へき地医療支援対策事業	42,645 (国庫 2,501) (諸収 14) (財収 190)	<p>1 へき地医療支援機構運営事業 5,096千円 へき地医療支援機構内に設置したへき地医療総合調整会議を開催し、へき地医療支援アクションプログラムの進行管理、へき地医療支援計画の作成等を行う。また、市町村の要請に基づき、医師の派遣調整を行うとともに、市町村との連携のあり方の検討を行う。</p> <p>2 へき地勤務医師確保対策事業 1,359千円 へき地診療所等で一定期間勤務した医師について、分限休職による研修期間を付与し、その際の費用の一部を負担するとともに、へき地診療所等の支援を円滑に行うため、へき地医療を支援する医師に対して住宅を貸与する。</p> <p>3 福島県へき地医療医師確保修学資金貸与事業 28,599千円 へき地において医学を専攻する学生で、将来、へき地診療所等県が指定する医療機関に勤務しようとする者に対して修学資金を貸与することにより、本県のへき地医療における医師等の確保を図る。 貸与額：235千円/月 入学金相当額 1,000千円(上限)</p> <p>4 へき地医療研修会開催事業 591千円 医療に恵まれない地域における医療提供体制の整備充実が求められている今日、へき地医療の確保を図るとともに、今後の共同・連携につなげるため、へき地医療研修会を開催する。</p> <p>5 へき地医療支援センター運営費等補助事業費 7,000千円 へき地診療所等への診療支援、町村の行う保健福祉事業への協力を行うへき地医療支援センターを設置する町村の組合に対して、その経費の一部を補助する。 補助率：県2/3 補助先：南会津地方広域市町村圏組合</p>

事業名	予算額	内容
へき地診療所運営事業	12,086 (国庫 12,086)	へき地診療所施設整備費国庫補助金の交付を受けて設置したへき地診療所の運営費に対して助成する。 補助率：国 2 / 3 補助先：診療収入額が補助基準額に満たないへき地診療所を運営する市町村
自治医科大学卒業生臨床研修事業	9	自治医科大学卒業医師に対する臨床研修（医師法第16条の2）を、県立医科大学及び県立会津総合病院で行う。
へき地診療所のための遠隔医療設備整備補助事業	1,190	遠隔画像システムの運用に要する経費の一部を助成する。
合計	182,930 (国庫 14,587) (諸収 14) (財収 190)	

(4) 歯科医療の確保

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
介護保険等対応歯科保健医療推進事業	400 (諸収 400)	歯科検診、歯科治療等の歯科保健医療サービスを受ける機会に恵まれているとは言えない状況にある要介護者等への適切な歯科保健医療サービスに関する研修会に対して補助を行う。 補助先：(社)福島県歯科医師会

2 保健医療の新たな展開

(1) 在宅ケア

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
訪問看護推進事業	4,019	看護師等が家庭を訪問し看護サービスを提供する訪問看護ステーションの開設事業者に対して、施設整備費を助成をすることにより、その整備促進を図る。 補助先：地方公共団体 非営利法人
一部新 在宅ケア推進事業	4,588 (国庫 2,748) (諸収 1)	在宅療養者への緩和ケア及び訪問看護の充実を図り、県民が質の高い在宅ケアを受けることができる体制を確保する。 1 在宅ケア推進検討会 487千円 各年度の在宅ケア推進事業の企画・調整・評価等を行い、在宅ケアの推進に寄与する。 2 在宅緩和ケア研修事業 926千円 医師、看護師等に対する研修を実施し、在宅緩和ケアの知識と技術の習得を図る（県医師会又は郡市医師会へ委託）。 3 在宅緩和ケア普及事業 1,916千円 在宅緩和ケアを地域に浸透させるため、ケアの利用者と提供者が共同して、一般住民を対象に普及啓発を図る。 4 在宅緩和ケア地域連携会議 381千円 地域において在宅緩和ケア関係者（医療機関、訪問看護ステーション、薬局等）の連携強化を図り、実施状況についても他の地域に情報提供する。 5 (新)訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修 878千円 看護の動向や専門性等を相互に理解することにより、訪問看護の推進を図る。
合計	8,607 (国庫 2,748) (諸収 1)	

(2) 移植医療の普及

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
骨髄バンクドナー登録推進事業	1,350	広く県民に対して骨髄バンク事業の普及啓発を行い、事業に対する県民の理解とドナー登録の促進を図る。
臓器移植推進事業	9,559 (諸収 3,000)	日本臓器移植ネットワークが行う臓器移植関係の円滑な実施と、臓器移植に対する県民及び医療機関への普及啓発を行い、臓器移植コーディネーター設置するなどして、全国の臓器に障害を持つ患者が適正かつ公平な臓器移植を受けられる環境を整備する。
合計	10,909 (諸収 3,000)	

3 結核・感染症対策

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
健康衛生事務経費(運営経費)	575 (国庫 37)	1 感染症予防対策事務経費 2 予防接種普及事務経費
結核予防法第56条の都道府県の補助	4,199	私立学校及び施設が行う結核定期健康診断に対し補助金を交付し、結核定期健康診断の実施を確実なものとする。 私立学校等の行う定期健康診断、予防接種事業 対象施設 69施設 約5,500人
結核対策特別促進事業	3,588 (国庫 2,151)	地域の実状に応じた対策を実施し結核の予防を推進する。
結核等感染症緊急対策事業	441	結核の感染源追求のため、結核菌の遺伝子学的検査及びその他の感染症の検査を衛生研究所で行うにあたり、衛生公害研究所に新設するレベル3の研究室に係る器材・消耗品等の整備を行うもの
結核医療事務経費	6,271	結核予防法第28条に基づく従業禁止及び第29条に基づく入所命令、並びに第34条に基づく医療費の申請に関する必要な事項を審査するため、結核診査協議会を開催する。 結核診査協議会設置保健所 5保健所 開催回数 120回
結核医療費	32,701 (国庫 23,192)	結核の適正な医療を普及するため、結核患者(通院・入院)に対し、公費負担を実施するとともに、結核予防法第29条に基づく入所命令の措置を行い、医療の促進を図る。 1 一般患者(34条)医療費公費負担事業 支払予定件数 3,143件 2 命令入所患者(35条)医療費公費負担事業 支払件数 392件
結核患者管理費	14,253 (国庫 6,646)	結核予防法第5条に基づく定期外の健康診断及び第24条の2に基づく登録患者の健康診断を実施する。 患者家族及び接触者検診 結核患者と同居している者等の接触者 実施予定人員 2,500人 管理検診 治療放置患者、経過観察患者、病状不明者等 実施予定人員 190人

事業名	予算額	内容
感染症予防対策事業	30,414 (国庫 14,263)	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定められた各疾病の発生時に、必要な措置をとるとともに、疫学調査を実施し、感染経路の究明を図る。また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海外渡航者防疫対策事業 海外からの帰国者のうち、検疫所通報のあったもの及び第1類感染症、第2類感染症患者等と飛行機を同乗していた者及び同行者に対して健康調査や検便を実施し、感染症患者等の早期発見に努めることにより二次感染者の発生を未然に防止する。</li> <li>2 感染症予防費等負担金 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に要する経費等の市町村支弁分に対する負担金。(中核市を除く) 負担率：2/3(国1/2、県1/2)</li> <li>3 腸管出血性大腸菌感染症予防対策事業 腸管出血性大腸菌感染症患者の発生に対する防疫対策及び検査に要する費用を計上する。</li> <li>4 行幸啓等防疫対策事業 皇族来県に伴い、関係施設職員の健康調査及び検便検査を実施する。</li> <li>5 移送費 1類・2類感染症患者等を患者発生場所から感染症指定医療機関へ移送する。</li> <li>6 感染症診査協議会運営費 患者の入院勧告及びその延長に関する必要な事項を審議するため、各保健所に感染症診査協議会を置く。</li> <li>7 入院患者医療費 県が入院勧告又は入院の措置をした場合において、患者が受ける医療に要する費用の内、社会保険等で負担される部分を除いた費用を負担する。</li> <li>8 指定医療機関運営費補助金 補助率：国1/2、県1/2</li> </ol>
新 新型インフルエンザ対策事業	190,189	<p>県内での新型インフルエンザの大流行に備え、「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、174,000人分の抗インフルエンザウイルス薬を平成18年度及び平成19年度の2カ年で備蓄する。</p>
予防接種事故対策負担金	14,302 (国庫 9,534)	<p>流行の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、市町村に対し、予防接種法に定められた定期・臨時の予防接種の適正な実施及び予防接種による健康被害への対応について指導を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予防接種事故対策負担金 市町村が予防接種健康被害を受けた者に対して支弁した医療費、医療手当、障害年金の給付額の4分の3を県が負担する(県が支弁した額の3分の2を国が負担する)。</li> <li>2 予防接種事故発生調査費補助金 市町村が予防接種健康被害調査委員会を開催し、調査等に要した費用の4分の3を県が負担する(県が支弁した額の3分の2を国が負担する)。</li> </ol>
予防接種後健康状況調査事業	261 (国庫 261)	<p>予防接種後の健康状況調査を実施する。</p>

事業名	予算額	内容
感染症サーベイランス等事務経費 (経常経費)	11,822 (国庫 5,795)	<p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条、第15条及び第16条に基づき、感染症の発生状況や動向を把握し、その情報を公表する。 あわせて、感染症の患者情報と病原体情報を収集し、総合的に分析し、これを関係機関・県民に公表するため、衛生研究所に設置した感染症情報センターの機能の充実を図る。 感染症発生動向調査企画委員会 年1回開催 情報収集事業 対象地域：県下全域（115医療機関） 検査事業（病原体の検査） 対象地域：県下全域（21医療機関） 疫学調査の実施 標準株等維持対策 常時維持する細胞 3種類 標準ウイルス株、免疫血清の常備 感染症情報センター整備事業</p> <p>2 事務経費 (1) エイズ等予防対策 (2) 原爆被爆者健康診断 (3) 原爆被爆者各種手当</p>
感染症発生動向調査事業	774	<p>感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の発生状況や動向を把握し、その情報を公表する。</p>
感染症流行予測調査事業	253 (国庫 253)	<p>集団免疫の現況把握及び病原体の検索等の調査を行い、予防接種事業の効果的な運用を図り、更に長期的な視野にたち総合的な疾病の流行を予測する。</p>
エイズ対策促進事業	4,451 (国庫 2,225)	<p>エイズ対策促進事業実施要綱に基づき、感染者・患者の全国的な増加に対処するため、地域の実情に応じたエイズ対策を推進し、本県におけるエイズのまん延を防止する。</p> <p>1 エイズ対策推進協議会の運営 関係団体が一同に会し、普及啓発活動の効果的な進め方やHIV感染者等の医療機関の受け入れ体制の整備等専門的課題の協議・検討を行い、関係団体の連携を強化する。(年1回開催)</p> <p>2 普及啓発事業 (1) 世界エイズデー街頭広報 (2) 若者へのパンフレット配布 (3) 携帯電話による広報 (4) 学校、企業等への講師派遣</p> <p>3 エイズ治療拠点病院整備促進事業 (1) エイズ治療拠点病院情報交換研究会の開催 (2) 針刺し事故予防投薬の整備</p> <p>4 エイズ対策推進マンパワー養成研修事業 (1) 国立保健医療科学院等研修派遣 (2) 医療従事者研修会</p>

事業名	予算額	内容
H I V抗体検査事業	3,208 (国庫 1,463) (手数 7)	<p>1 H I V抗体検査 H I V抗体の匿名検査を原則無料で実施する(原則予約制で週1回実施、夜間検査は月2回実施)。また、一部保健所において、潜在的なH I V感染者の早期発見を図るため、検査当日に結果を伝えられる即日検査を実施する。</p> <p>2 ウイルス性肝炎(C型肝炎、B型肝炎)検査事業 肝炎に対する不安のある場合はH I V抗体検査と併せて、無料で検査を行う。</p> <p>3 エイズ相談事業 H I V検査と併せて相談事業を行い、感染リスクを回避するための支援を行う。</p>
ハンセン病啓発普及事業	767 (国庫 755)	<p>本県出身のハンセン病患者の要望を踏まえ、ハンセン病に対する県民理解の向上に資するため、ハンセン病に関する正しい知識の啓発普及事業を実施する。</p> <p>1 講演会の開催 ハンセン病についての正しい知識や、ハンセン病政策の歴史についての講演会を開く。 対象：一般県民(約200人) 場所：福島市</p> <p>2 啓発用パンフレットの作成 ハンセン病についての正しい知識の普及にあたり、特に偏見のない若い世代に正しい知識を持ってもらうことが有効であるので、パンフレットを作成し、学校を通じ配布する。(小学校4年生分：25,000部)</p>
ハンセン病入所者ふるさと交流事業	1,348	<p>各国立ハンセン療養所入所者の要望を踏まえ、本県の新聞や産品を入所者に送り届けるとともに、故郷の福島県において入所者の交流会を実施することにより、ふるさととの交流の促進し、入所者の療養生活の安定・慰労を図る。</p> <p>1 新聞や産品の送付 525千円 外出が困難な入所者も含めた入所者全員を対象にして、ふるさとの情報や食べ物を送付する。</p> <p>2 ふるさと交流会の開催 823千円 外出が可能な入所者及び配偶者を本県に招き、入所者が一同に会した交流会を開催する。</p>
合計	319,817 (国庫 66,575) (手数 7)	

4 保健医療スタッフの確保と資質の向上

(単位：千円)

事業名	予算額	内容															
健康衛生事務経費(運営経費)	57,285 (使用 39,686) (諸収 32)	<p>1 総合衛生学院管理運営経費</p> <p>2 会津若松看護専門学院管理運営経費</p> <p>総合衛生学院 養成人員</p> <table border="0"> <tr> <td>助産学科</td> <td>定員20名</td> <td>1学年</td> </tr> <tr> <td>看護学科</td> <td>定員50名</td> <td>2学年</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生学科</td> <td>定員20名</td> <td>2学年</td> </tr> <tr> <td>歯科技工学科</td> <td>定員20名</td> <td>2学年</td> </tr> <tr> <td>臨床検査学科</td> <td>定員20名</td> <td>3学年</td> </tr> </table> <p>2 会津若松看護専門学院 養成人員 看護学科 定員35名 3学年</p>	助産学科	定員20名	1学年	看護学科	定員50名	2学年	歯科衛生学科	定員20名	2学年	歯科技工学科	定員20名	2学年	臨床検査学科	定員20名	3学年
助産学科	定員20名	1学年															
看護学科	定員50名	2学年															
歯科衛生学科	定員20名	2学年															
歯科技工学科	定員20名	2学年															
臨床検査学科	定員20名	3学年															

事業名	予算額	内 容
健康衛生事務経費(施設管理経費)	63,040 (使用 6,565) (手数 1,870) (諸収 3,342)	1 看護師等免許管理システム運営事業 2 総合衛生学院管理運営経費 3 会津若松看護専門学校管理運営経費
理学療法士等修学資金貸与事業	23,760	現在、不足が著しい理学療法士、作業療法士等の職種については、県内に養成施設が2校しかなく、県外の養成施設に依存している状況にあることから、これらの職種の安定的な確保と県内定着の促進のため、本県出身者に修学資金を貸与する。 対象者：理学療法士、作業療法士、診療放射線技師養成施設に在学し、卒業後県内において当該業務に従事する意思を有する者 貸与額：月額 36,000円
県民医療対策経費(経常行政経費)	1,186 (手数 1,186)	歯科技工士試験経費 歯科技工士試験：平成19年2月下旬予定
学院管理運営経費	29,000 (使用 2,188) (手数 3,135) (諸収 62)	総合衛生学院及び会津若松看護専門学校非常勤講師報酬等
看護教育・准看護師試験経費(経常行政経費)	7,476 (手数 4,009) (諸収 3)	医療の高度化・専門化や健康に対する関心の高まりなど時代の要請に対応するため、再教育と業務指導を強化し、看護職員の資質の向上を図るとともに、保健師助産師看護師法に基づき准看護師に係る事務を行う。 1 各種研修会の参加及び実施 (1) 専任教員研修会 現在、看護教育に携わる教務主任及び専任教員に効果的な教育方法を教授し、教育内容の充実と強化を図る。 福島市において3日間の研修会を実施 (2) 臨地実習指導者研修会 現在、看護教育に携わる実習指導者に効果的な教育方法を教授し、教育内容の充実と強化を図る。 福島市において2日間の研修会を実施 2 准看護師試験施行事務経費 開催時期：平成19年2月頃
看護教員・実習指導者養成講習会	3,769 (国庫 1,737) (諸収 802)	看護師等学校養成所の実習施設において実習指導を担当する者に対し、効果的な実習指導ができるよう知識・技術の習得を図る。 福島市において41日間の講習会を実施
保健師等修学資金貸与事業	23,376	県内及び県外の保健師、助産師、看護師及び准看護師養成所に在学し、又は在所している者であって、卒業後条例に規定する施設において相当期間保健師等の業務に従事しようとする者に対して修学に必要な資金を貸与し看護師等の確保を図る。 貸与予定人数：67名 貸与月額：看護師等(自治体立) 32,000円 看護師等(民間立) 36,000円 准看護師(民間立) 21,000円 准看護師(自治体立) 15,000円

事業名	予算額	内容
ナースセンター事業	17,000	<p>看護職員で未就業の者に対し就業促進に必要な事業、看護業務等のPR事業及び訪問看護に従事する者の質の向上に必要な支援事業を行い、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進を図る。(社団法人福島県看護協会に委託)</p> <p>1 ナースバンク事業 就業先を探している看護職と看護職員を雇用したいと考えている施設をそれぞれ登録し、無料で職業紹介を実施する。</p> <p>2 「看護の心」普及事業 看護に対する高校生や一般住民の関心と理解を深めるとともに、看護師等の安定的な確保を促進する。 (1) 高校生の1日看護体験 (2) 福島県看護大会 (3) 看護職員確保PR事業</p> <p>3 訪問看護支援事業 今後ますますニーズが拡大していく在宅医療においては、看護師等が医師等と連携しながら適切な判断のもと看護技術を提供していくことが求められており、質の高い訪問看護師等を養成・確保を目的とする講習会を開催する。 訪問看護師養成講習会</p>
看護師等養成所運営費補助事業	217,976 (国庫 101,194)	<p>保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた看護師等養成所の充実強化を図るため、その設置者に対して運営に必要な経費を補助する。 交付先：看護師3年課程 7施設 准看護師養成所 6施設 計13施設</p>
病院内保育所運営費補助事業	105,681 (国庫 50,273)	<p>看護職員をはじめとする病院職員の離職防止並びに、就職を促進するため、病院内保育所運営事業に必要な経費を補助する。</p> <p>1 病院内保育所運営費補助事業(国庫) 交付先(予定) A型 3か所 B型 18か所 B型特例 5か所 計26か所 交付額(予定) 100,562千円</p> <p>2 病院内小規模保育所運営費補助事業(県単) 交付先(予定) 型 6か所 交付額(予定) 5,119千円</p>
新 看護関係施設整備費等補助事業	250,661 (国庫 167,107)	<p>1 看護師等養成所施設整備 240,660千円 新設される看護師養成所(3年課程)の施設建設に要する費用に対して補助を行う。 交付先 1カ所</p> <p>2 看護師等養成所初度設備整備費補助 10,001千円 新設される看護師養成所(3年課程)の設備整備に要する費用に対して補助を行う。 交付先 1カ所</p>
看護師通信制受講者支援事業	187	<p>看護師2年課程(通信制)を受講中の者に対し、支援事業を実施する。 通信制受講者相談会の開催 3回</p>
看護師等業務従事届出集計事業	1,351 (諸収 1)	<p>保健師助産師看護師法第33条に基づき、2年に1度、業務従事届を就業地の都道府県知事に届け出ることになっているため、その集計業務を実施する。</p>

事業名	予算額	内容
新 医師派遣事業交 付金	152,000	<p>県内の医師不足が深刻化していることから、県立医科大学へ新たに助手を配置し、支援要請があった県内の公的病院へ派遣するため、助手20名分の人件費を交付金として交付する。</p> <p>交付先 県立医科大学</p>
合 計	953,748 (使用 48,439) (手数 10,200) (国庫 320,311) (諸収 4,242)	

食品安全グループ担当の事業

1 食品の安全確保対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
行政検査機器の更新等事業	4,770	食肉衛生検査所検査機器リース代
食品営業許可指導事務経費	30,877 (手数 24,239)	食品営業許可及び登録事務等の適正な処理を行い、食品関係営業施設に対し効果的な監視指導を実施する。また、食中毒の未然防止のため食品営業者への啓発を行うとともに、と畜場及び食鳥処理場での食肉検査を充実し、食品に起因する衛生上の危害防止と食品衛生の向上を図る。さらに、県民の健康保護のため、関係部局及び関係自治体と連携し、福島県食品安全確保対策プログラムの進行管理を行う。
(社)福島県食品衛生協会の育成事業	1,612 (手数 1,034)	食品営業者の団体である(社)福島県食品衛生協会を育成し、食品衛生関係営業の健全な発展と食品衛生思想の普及啓発を図る。 事業委託 ・特産品製造加工施設に対する巡回指導 ・食品営業新規許可に係る事前指導及び事務指導 ・食品営業継続許可に係る事務指導
食品の高度衛生管理推進事業	193 (手数 193)	総合衛生管理製造過程承認制度や対米輸出水産食品加工施設認定制度の導入、学校給食、旅館、弁当屋等の大量調理施設に対する監視指導の強化及びHACCPシステム(危害分析重要管理方式による衛生管理)の普及啓発を図るため、適切な指導助言を行うための食品衛生監視員の養成、施設の検証及び査察の実施、検証に必要な機器等の整備を図る。
調理業務従事者届出受理委託業務	1,238	調理師法第5条の2第1項により、2年ごとに福島県内に就職している調理師から就業地の保健所に調理業務従事者届が提出されることになっているが、届出書の受理及び集計について、事務の効率化の観点から調理師法第5条の2第2項に基づき社団法人福島県調理師会に委託する。
食品等の腸管出血性大腸菌汚染調査	465	過去に発生した食中毒事件等で、腸管出血性大腸菌O157等が検出された食品等を対象に、その汚染実態を調査・把握し、腸管出血性大腸菌による食中毒発生の未然防止を図る。
畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査	443	食肉、卵、牛乳、魚介類等の食品には、生産段階での不適正な使用による抗生物質、合成抗菌剤及び動物医薬品の残留が懸念されることから、畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査を実施し、違反品を排除するとともに、関係機関を通じて生産者を指導するなど再発防止を図る。
畜産食品の病原微生物検査	196	畜産食品の病原微生物の検査を実施し、生産や製造過程における汚染の実態を把握するとともに、生産者及び製造者に対し、汚染防止と衛生管理の徹底を指導することにより、食中毒の発生防止を図る。
魚介類の有害化学物質の検査	70	県内海域で漁獲される魚介類の水銀、メチル水銀による汚染状況を調査し、国が定める暫定的規制値との比較から安全性を確認する。

事業名	予算額	内容
食品中の残留農薬検査の強化	6,531	県内に流通する農産物の残留農薬の検査を実施することにより、食品中の残留農薬の実態を把握し、違反品を排除するとともに、関係自治体と連携して、必要な措置を講じ、県民の食生活の安全を確保する。
食品添加物の適正使用取締り強化	1,583	使用頻度の高い食品添加物を重点的に検査し、違反食品を排除するとともに、保健所や管轄自治体を通じて、製造者等に対し必要な措置を講じ、食品添加物の適正使用について指導する。
食中毒発生時等の原因究明調査	2,079	食中毒発生時等に、摂食調査、施設調査及び細菌学・生化学的検査など迅速・的確な調査を行い、発生原因の徹底究明及び事故の拡大防止を図るとともに、原因施設に対して必要な措置を講じて事故の再発防止を図る。
食品衛生「出前講座」の開設	105	依然として多い家庭での食中毒を防止するため、一般消費者に対する食品衛生の知識の普及啓発が重要であることから、食中毒予防対策を中心に、食品添加物の知識など食品衛生関係の講座を開設し、一般消費者(婦人会、老人クラブ、各種地域サークルなど)から講習会の申し込みを受け、保健所から食品衛生監視員が出向いて講義を行い、食品衛生の知識の普及啓発を図る。
食品安全推進懇談会の設置	611	食品衛生法の改正及び食品安全基本法の施行により、地方自治体の責務として、消費者及び事業者に対する情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション)が規定されると共に、依然として消費者の食品の安全性に対する不安が高いことから、食品の安全に関する消費者の不安の解消及び食品安全行政の推進のため、消費者、事業者、学識経験者及び行政が一堂に会し、食品安全確保に関する情報及び意見交換、相互理解を図る場として食品安全推進懇談会を設置する。
水産食品等の病原微生物検査	430	夏季の食中毒の原因の大きな割合を占める腸炎ビブリオの検査と事業者への衛生管理の指導により食中毒を予防する。
遺伝子組換え食品の検査	694	平成13年4月より、遺伝子組換え食品の安全性審査が法的に義務化されていることから、県内流通食品のモニタリング検査を実施し、安全性未審査及び表示違反食品の流通を防止する。
一部新 県産食品の安全推進事業	2,523	食の安全についての不安を払拭するため、消費者・生産者・食品事業者・行政が相互に情報を共有し、双方向的な情報及び意見の交換を実施するとともに、生産者や小学生への食の安全についての学習機会の提供により、違反食品の防止と基礎的な食品安全知識の啓発を行う。
と畜場等における微生物汚染防止対策事業	195 (手数 195)	サルモネラ菌などの食中毒起因菌のモニタリング検査を実施することにより、食肉の安全性・衛生管理の効果を確認するとともに、検査員の検便を実施することにより、衛生的で適正な検査を実施し、食肉による事故を未然に防止する。
と畜検査補助業務委託事業	650 (手数 650)	と畜検査に係る検印の押印業務等を委託し、業務の効率化を図る。

事業名	予算額	内容
食肉衛生検査精度管理に係る検査機器の保守点検	1,093 (手数 1,093)	食品衛生検査施設における検査精度管理制度導入に伴い検査精度を確保するため、検査機器について定期的な保守点検を行う。
⑳ 食肉検査における抗生物質等検査事業	1,035 (手数 1,035)	と畜場及び食鳥処理場における食肉の残留抗生物質等を検査し、抗生物質に汚染された違反食肉の流通防止を図り、食品の安全を確保する。
合計	57,393 (手数 28,439)	

## 2 動物愛護の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
健康衛生事務経費(運営経費)	6,162 (諸収 38)	1 狂犬病予防等業務手当(狂犬病予防技術員) 2 非常勤狂犬病予防技術員の雇用
動物愛護管理事務経費	19,734 (手数 891) (諸収 3,046)	特定動物や放置犬等による人への危害を防止するため、特定動物の飼養施設の許可及び立入指導を実施するとともに、放置犬等の捕獲及び飼養者に対する適正管理の指導を行う。 1 放置犬等の捕獲や飼育者に対する適正管理に関する事務経費 2 動物取扱業者への立入指導等及び適正管理の普及啓発の事務経費 3 危険な動物の飼育施設への立入指導及び適正管理の普及啓発の事務経費
人と動物の「ふれ愛」推進事業	999 (手数 589)	飼い犬のしつけ方・飼養管理に関する講習会を開催するとともに、受講者から希望者をボランティアとして養成する。また、保健所の獣医師を小学校に派遣し、動物の適正飼養などの相談、指導を行うとともに、動物愛護フェスティバルを開催し、動物愛護の思想及び適正飼養の普及啓発を行う。
犬抑留所修繕事業	81 (手数 81)	犬抑留所の修繕等を行い、業務の円滑な運営を図る。動物用焼却炉バーナー修繕工事(相双地区犬抑留所)
犬等評価人手当	1,215	捕獲、抑留犬の処分前の評価を行う犬等評価人等(学識経験者)の報酬
放置犬等捕獲に係る捕獲業務の強化対策	126 (手数 126)	年々増加傾向にある大型犬による苦情に迅速に対応し、当該犬による咬傷等の気概を防止するため、専用捕獲器の整備を行う。
犬抑留所ダイオキシン類対策事業	1,342	ダイオキシン類対策特別措置法により規定されている焼却炉における排出ガス及び焼却灰について、年1回ダイオキシン類の測定を実施する。

事業名	予算額	内容
一部新 動物の愛護と適 正管理普及事業	2,114 (手数 2,114)	1 動物愛護推進懇談会 動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を中心とした総合的な動物行政の推進に必要な協議を行うため、民間組織、行政機関、県民の代表等による懇談会を開催する。 2 動物取扱業者等指導 動物の適正飼養及び保管に関するパンフレットを作成し、動物取扱業者に対する監視・指導時に活用する。 3 (新)動物取扱業等登録等事務事業 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴う登録事務等を実施する。
合計	31,773 (手数 3,801) (諸収 3,084)	

環境衛生グループ担当の事業

1 衛生的な環境対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
運営事務経費 (経常経費)	7,944 (手数 3,111)	<p>1 運営事務経費</p> <p>(1) 生活衛生・食品衛生大会の開催 研究発表 優良施設知事賞の授与</p> <p>(2) ねずみ衛生害虫駆除技術講習会 ほか</p> <p>2 環境営業許可指導事務経費 生活衛生関係営業の許認可、監視指導及び免許の交付等を行い公衆衛生の向上を図る。 クリーニング師の試験及び免許の交付 家庭用品安全対策 ほか</p> <p>3 営業指導事務経費 生活衛生関係施設の改善向上、経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、県民生活の安定に寄与する。 生活衛生関係営業指導職員研修会 ほか</p>
生活衛生営業経営指導事業補助	25,275 (国庫 12,637)	<p>生活衛生関係営業の経営の合理化、近代化を図るため、財団法人福島県生活衛生営業指導センターに対し、事業費等の補助を行う。 補助率：国 1 / 2、県 1 / 2</p>
生活衛生営業振興事業補助	2,849	<p>生活衛生関係営業の大部分は、経営基盤の脆弱な中小零細企業であり独自に振興事業を実施することは困難であることから、本事業により振興事業へ支援することにより生活衛生関係営業の活力ある発展を図る。 交付先：(財)福島県生活衛生営業指導センター 補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活衛生同業組合の活性化に資するための事業またはその助成 (補助率：県 1 / 2 以内)</li> <li>・消費者サービスの向上、需要の拡大に資するための事業またはその助成 (補助率：県 1 / 2 以内)</li> <li>・地域社会の福祉の増進に資するための事業またはその助成 (補助率：県 2 / 3 以内)</li> </ul>
国民生活金融公庫融資推薦事務委託事業	105	<p>融資推薦事務を財団法人福島生活衛生営業指導センターに委託する。</p>
普通公衆浴場施設整備事業補助	2,000	<p>公衆浴場の経営の安定及び入浴施設の確保を図るため施設整備の更改に対する助成を行う。 補助先：各市町村 補助率：県 1 / 3、市町村 1 / 3</p>
公衆浴場入浴料金問題調査会	147 (手数 147)	<p>福島県公衆浴場入浴料金調査会設置要綱に基づき、入浴料金統制額の指定に当たって意見を聞くために調査会を設置し、開催する。</p>
レジオネラ属菌検査事業	1,416 (手数 1,416)	<p>レジオネラ症の原因菌であるレジオネラ属菌について、入浴施設を有して営業を行っている公衆浴場及び旅館のレジオネラ属菌検査を実施し、設備等の適正な衛生管理について指導、啓発を行う。</p>
健康、住まいりんく推進事業	261 (手数 261)	<p>安全で安心できる暮らしを確保するため、衛生害虫や室内空気環境対策等の住まいに関する衛生情報の普及啓発等を行う。</p>

事業名	予算額	内容
理美容所衛生確保対策事業	192 (手数 192)	理美容所の消毒済み器具の消毒効果を確認検査することにより、営業者に対する適切な指導を行う。
環境衛生関係台帳管理システム維持管理事業	420 (手数 420)	環境衛生関係施設の総数約20,000件の台帳管理のためのパーソナルコンピュータシステムの維持管理を行い、これらの情報を効率的に管理・運用する。
合計	40,609 (国庫 12,637) (手数 5,547)	

## 2 水道事業の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
運営事務経費 (経常経費)	1,207	1 水道事業事務経費 安全な飲料水の安定的な供給に向けて、水道施設の認可・確認・届出関係事務を行う他、水道及び給水施設等の監視指導・啓発を行う。
広域水道企業団施設整備促進補助事業	163,229	水道水の安定供給と経営基盤の強化のため、水道広域化を図る水道用水供給企業団に、給水開始までの企業債元利償還金に対して補助を行う。 補助率：県2 / 10 (単年度限度額200,000千円) 補助先：水道用水供給企業団
簡易水道等施設整備費県費補助事業	32,462	水道未普及地を解消すると共に、財政基盤の弱い市町村の簡易水道事業において災害に強い水道施設を整備するため、補助を行う。 補助率：県1 / 10、7 / 100 補助先：国庫補助事業実施市町村
簡易水道等施設整備国庫補助指導監督事務	2,566 (国庫 1,283)	地方の生活基盤となる簡易水道の整備近代化を目的として国が行う簡易水道等施設整備費補助について、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項の規定により事務を実施する。 補助事業数 26事業 補助総額 527,909千円
水道水源開発等施設整備国庫補助指導監督事務	1,621 (国庫 810)	安全で安心できる生活を支える水道の整備を目的として国が行う水道水源開発等施設整備費補助について、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項の規定により事務を実施する。 補助事業数 26事業 補助総額 1,387,590千円

事業名	予算額	内容
福島県水道整備 基本構想推進事業	7,601	<p>水道基本構想の策定を受けて、広域化の推進及び危機管理体制の推進を図る。</p> <p>1 広域化推進モデル事業 449千円 事業実施地域を選定し、地域の実情に即した広域化のメリット、阻害要因及びその対策を検討し、本県における広域化に向けた参考として整理するとともに、市町村合併が図られなかった地域における水道事業の統合に向けた取組みを支援する。</p> <p>2 水道危機管理マニュアル整備事業 243千円 給水に関する事故の発生予防や災害、事故の発生等によって水道水の供給が困難になった場合の対応及び事故等の拡大防止を図るため、県が講ずべき具体的な対応等を定めるとともに、各水道事業者に対して、災害時等の具体的な対応や近隣水道事業者等との相互支援体制、相互水融通など危機管理体制のあり方を位置づけるマニュアル作成の推進を図る。</p> <p>3 水道施設データベース整備事業 6,909千円 各水道事業者の水道普及・施設整備・危機管理対策（応援協定、給水車・給水タンク等の配備）の状況等の情報を正確にかつ体系的に把握、整備するため、水道施設に関するデータベースを構築する。</p>
合 計	208,686 (国庫 2,093)	

薬務グループ担当の事業

1 医薬品等の安全性、血液の確保と薬物乱用の防止

(1) 医薬品の有効性・安全性の確保

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
薬事経済調査事業	1,006 (国庫 1,005) (諸収 1)	医薬品等の生産、流通、販売等の実態を把握し、薬務行政上の必要な基礎資料を得る。 医薬品産業実態調査 医薬品等供給動向調査(薬事工業生産動態統計調査) 医薬品等価格調査 医療機器産業実態調査
健康衛生事務経費(運営経費)	1,241 (手数 748) (諸収 8)	各種会議・協議会負担金 臨時職員の賃金 ほか
健康衛生事務経費(施設管理経費)	6,018 (手数 6,018)	1 薬務関係許認可台帳管理システム 2 毒物劇物営業者登録等システム ほか
薬務総務事務経費(経常行政経費)	3,927 (手数 3,337) (財産収入 83)	1 薬事審議会の開催等 薬事法第3条の規定による薬事審議会を開催し、薬事に関する重要事項について委員の意見を求めて適切な行政の運用、推進を図るとともに各種会議に出席する。 薬事審議会の開催 1回 全国薬務主管課長会議 2回 2 緊急ワクチン等供給事業 国が管理している国有ワクチンは、市販されていないので、緊急事態のため県が備蓄し、医療機関に速やかな供給を図る。(薬務グループ備蓄) 乾燥ガスえそウマ抗毒素 2本 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 2本 3 薬務許認可指導事業(毒物劇物危害防止対策等を含む。) 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業及び販売業者に対し監視指導等を行い、事故の未然防止を図る。 また、毒物劇物取扱責任者、薬種商及び特例販売業の管理者としての資質を確保するための試験を行う。 農薬危害防止運動(6月15日～7月15日) 農薬危害防止中央講習会 毒物劇物営業者等に対する立入検査の実施 毒物劇物取扱者試験の実施(8月) 毒物劇物運搬車両取締り(11月) 薬種商・特例販売業能力認定試験の実施(9月)

事業名	予算額	内 容
医薬品安全対策事業	712	<p>1 医薬品等苦情相談事業 福島県消費生活センター内に苦情相談窓口を設置するため、福島県女性薬剤師会会員を苦情相談員として委嘱し、毎週水曜日に苦情相談に対処する。(年50回)</p> <p>2 医薬品含有(疑)健康食品検査事業 医薬品の含有が疑われるいわゆる「健康食品」の検査を実施し、違反品について適切な指導等を行う。</p> <p>3 薬事衛生思想の普及対策 薬と健康の週間(10月17~23日)</p> <p>4 薬事監視指導 保健福祉事務所薬務担当者会議の開催(4月) 医薬品等の一斉監視指導(6月~8月) 医療機器の一斉監視指導(11月~2月)</p> <p>5 特別薬事監視班の設置 医薬品等製造業者に対する薬事監視を強化するため特別薬事監視班を設置し、不良医薬品等の一掃を図る。 対象製造業者 153施設</p> <p>6 適正な医薬分業を推進するため、薬局に対する薬事監視を実施し、医薬品の安全・適正使用の徹底を図る。</p> <p>7 薬事監視員専門研修 薬事監視員の資質の向上を図るため、専門研修会を開催する。 開催回数：年2回 対 象：薬事監視員、GMP監視員</p> <p>8 保存血液等採取検査 開催回数：年2回 対 象：血液センター</p>
一部新 医薬品等製造承認事務	2,284 (国庫 355) (手数 1,816) (諸収 3)	<p>薬事法に基づき、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売業等関係の許可等事務の審査体制を強化するとともに、薬局開設・医薬品・高度管理医療機器等販売業の許可、毒物劇物販売業等の登録に関する事務の適正な執行を図る。</p> <p>1 医薬品等製造販売承認事務担当者会議 開催回数：年4回 場 所：厚生労働省</p> <p>2 医薬品等製造管理者講習会の開催 県内医薬品等製造所の管理者及び責任技術者、保健所担当職員に対する講習会を開催する。</p> <p>3 三県合同医薬品製造管理者研修会 宮城県、山形県、福島県の持ち回りで研修会を開催する。(18年度は本県が事務局担当)</p> <p>4 申請工場実態調査(許可調査・適合性調査) 医薬品等の製造工場の書類審査及び実地調査(GMP適合性調査)を行う。</p> <p>5 医薬品等の製造販売等の許可事務 (1) 医薬品等製造販売業・製造業の許可事務 (2) 薬局開設・医薬品販売業の許可事務 (3) 高度管理医療機器等販売業の許可事務 (4) 医療機器修理業の許可事務</p> <p>6 医薬品検定検査事務等委託事業 厚生労働省から委託を受けて、医薬品、医療機器製造業者に対するGMP査察、違法ドラッグの買い上げ調査等を行う。</p> <p>7 (新)東北・北海道ブロック薬務担当者会議 東北六県、北海道の持ち回りで担当者会議を開催する。(18年度は本県が事務局担当)</p>

事業名	予算額	内 容
災害時医薬品等 備蓄供給事業	1,936	災害発生時に県民が必要とする医薬品等（53薬効医薬品、11衛生材料）は、初動期（発生から1～3日）において確保が困難になることから、医療機関等から要請があった場合、迅速な供給体制を確保するために県内各医療圏（南会津医療圏は会津医療圏と同一とする）ごとに医薬品等の備蓄供給体制の確保を図る。 併せて、新型インフルエンザ対策として、抗インフルエンザ薬（タミフル）を備蓄する。
合 計	17,124 (国庫 1,360) (手数 11,919) (財産収入 83) (諸収 12)	

(2) 血液の確保対策の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
薬務総務事務経 費(経常行政経費)	674	献血促進に係る知事感謝状等の贈呈
一部新 献血推進事業	6,342	平成18年度は献血者87,300人の目標を設定し、これを達成するため献血思想の普及啓発、ボランティア団体の育成及び強化を図り、県民の理解と協力を求め、献血事業の推進を図る。 1 複数回献血者推進事業 複数回献血を推進するため、啓発資材を作成するとともに、「愛の血液助け合い運動」月間における街頭キャンペーンを実施する。(7月 県内12市) 2 (新)ふれあい伝言板事業 (1) 大学生等編集委員による献血情報誌(ニュース)の発行及びキャンペーンの支援 (2) 幼稚園等における絵本の読み聞かせ (3) 高校生等初回献血者等を対象とした献血等に関するショートメッセージの募集 3 (新)ジュニア献血ポスタ-コンク-ル事業 中学生を対象としたポスタ-コンク-ルの実施及び最優秀作を活用したバス等車内広告の実施
血液製剤使用適 正化普及事業	354	委員による医療機関との意見交換会及び専門家による説明会を開催し、血液製剤使用指針等の普及を図る。 血液製剤使用に係る懇談会の開催(年2回) 「血液製剤の使用指針」等説明会の開催(年1回) 自己血輸血講習会の開催(年1回) 血液製剤使用に係る意見交換会の開催(年1回)
合 計	7,370	

## 2 薬物乱用防止

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
薬務総務事務経費(経常行政経費)	1,826 (手数 1,780)	<p>1 麻薬等取締事業 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法に基づき、免許・指定事務を行うとともに、必要な取締りを行う。</p> <p>また、これら薬物の乱用による危害を防止するため、乱用防止対策の総合的かつ効果的な推進を図る。</p> <p>福島県薬物乱用対策推進本部会議の開催 覚せい剤等取締機関四者協議会の開催 麻薬、覚せい剤取扱者に対する指導取締りの実施 麻薬、覚せい剤取扱者に対する講習会の開催 麻薬中毒者に対する観察指導 大麻栽培者・研究者に対する監視の実施 不正大麻・けし取締事業用啓発資材の作成 不正大麻・けし撲滅運動の実施</p>
薬物乱用防止指導員運営事業	3,415 (手数 2,866)	<p>覚せい剤、シンナー等の乱用根絶をめざし、徹底した啓発活動を効果的に実施するために「薬物乱用防止指導員」を県下に配置し、地域住民に対し、きめ細かな地域に根ざした組織的かつ効果的活動を実施する。</p> <p>1 薬物乱用防止指導員連合協議会の開催 薬物乱用防止指導員地区協議会の代表及び関係機関が参加し、各地区における活動上の問題点等について打合せ等を行い、事業実施計画等を策定する。</p> <p>2 薬物乱用防止指導員地区協議会の活動 連合協議会が策定した事業計画に基づき、各地域の実情に応じた事業計画等を策定し、指導員による組織的な啓発活動を展開する。(県下16地区)</p> <p>3 薬物乱用防止指導員地区協議会の補助 地区協議会の自主企画による啓発活動に係る活動経費を補助する。</p> <p>4 「ダム。ゼツタイ。」普及運動</p>
一部新 覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業	2,616 (手数 3,032)	<p>若年層の薬物乱用防止対策や各種啓発活動のための啓発用資料の作成及び広報活動を実施する。</p> <p>また、各保健所に薬物相談窓口を設置し、住民からの薬物問題の相談に応じる体制を整える。</p> <p>1 覚せい剤等乱用防止指導 地域社会に根をおろした啓発活動を有意義なものとするため、薬物乱用防止指導員を対象に研修会を開催する。(県内7方部)</p> <p>2 啓発用資料作成事業 広く県民に対し、薬物乱用防止のための普及啓発を行うため啓発資材を作成する。</p> <p>3 保健所薬物相談窓口事業 各保健所に薬物相談窓口を設置し、相談者に対し適切な指導を行う。また、必要に応じ市町村において講習会等を開催し、予防啓発を図る。</p> <p>4 薬物乱用防止ヤングボランティア啓発企画事業 若年層を重点に薬物乱用防止の普及・啓発を図るため、高校生・大学生などのヤングボランティアを募り、若者の感覚で、薬物乱用に関する啓発・企画に参加してもらうことにより、若年層に有効な啓発事業を実施する。(県内3地区)</p> <p>5 (新)薬物乱用防止指導員等実践講師養成事業 薬物乱用防止指導員等に対する薬物乱用防止教室等の実践講師養成研修会を県内3箇所で開催する。</p>

事業名	予算額	内容
薬物関連問題相談事業	1,729 (手数 1,447)	<p>薬物乱用問題が若年層を中心に深刻化していることを踏まえ、福島県精神保健福祉センターの機能を活用し、地域住民からの薬物関連問題の相談に専門的に応じるとともに、薬物関連問題の発生予防、薬物依存者の社会復帰の促進等を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 薬物関連相談窓口の開設 専門の相談員（医師、その他）を配置して、薬物による精神障がい者やその家族に対して個別相談を実施する。</li> <li>2 薬物依存症に関する研修会の実施 薬物乱用防止指導員、教師等を対象に薬物乱用対策の専門研修を行い、薬物依存症の正しい知識を習得させる。</li> <li>3 薬物依存者の家族教室の開催 薬物による精神障がい者への対応についての知識を伝えるとともに、回復の事例紹介等により家族等に対する支援を行う。</li> <li>4 薬物関連問題相談窓口の案内 薬物乱用防止の啓発とともに、相談窓口の開設を案内する広報を行う。（バス等車内広告）</li> <li>5 薬物関連問題実務担当者会議の開催 精神保健福祉センターを中核として、薬物関連問題に対応している行政、医療、矯正機関等の担当者による事務レベルでの情報交換を行い、個別事例に対して臨機応変に対応できるような土壌を構築する。また、研修会派遣の伝達講習により実務担当者の資質の向上を図る。</li> </ol>
合計	9,586 (手数 9,125)	

### 3 新たな試験検査体制の整備及び精度管理の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
健康衛生事務経費(運営経費)	2,663 (諸収 14)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 衛生研究所運営事務費</li> <li>2 衛生研究所支所管理運営費</li> </ol>
健康衛生事務経費(施設管理経費)	43,474	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 衛生研究所運営事務費</li> <li>2 健康危機管理対策事業</li> <li>3 環境医学研究所運営事務費 ほか</li> </ol>

事業名	予算額	内容
行政検査機器の更新等事業	17,371	<p>衛生研究所において実施する行政検査に必要な検査機器について、検査データの信頼性を確保する観点から、定期的に更新する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>液体クロマトグラフ質量分析計 1 台</li> <li>健康食品に含まれる医薬品成分等の検査 (平成15～19年 5年リース)</li> <li>ガスクロマトグラフ質量分析計 1 台</li> <li>食品中の残留農薬検査 (平成15～19年 5年リース)</li> <li>ゲル浸透クロマトグラフィー 1 台</li> <li>食品中の残留農薬検査 (平成15～19年 5年リース)</li> <li>シーケンサー 1 台</li> <li>SARSウイルス等の遺伝子検査 (平成16～20年 5年リース)</li> <li>高速液体クロマトグラフ 1 台</li> <li>食品中の残留農薬、抗生物質等検査 (平成17～21年 5年リース)</li> <li>ガスクロマトグラフ質量分析計 1 台</li> <li>食品中の残留農薬、抗生物質等検査 (平成18～22年 5年リース)</li> </ul>
薬務総務事務経費(経常行政経費)	1,899	環境医学研究所研究経費
衛生研究所一般事務費(経常行政経費)	6,920	<p>衛生研究所の運営及び維持管理 行政及び依頼検査の実施 公衆衛生情報の提供</p>
衛生研究所支所運営費	4,725	衛生研究所各支所の運営及び維持管理
一般依頼検査事業	<p>1,071 (手数 1,071)</p>	<p>飲用水等の衣食住に関わる試験検査を県民の要請に基づき受託し、検査成績をフィードバックすることで、公衆衛生の向上に寄与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 温泉水質検査</li> <li>2 医薬材料検査</li> <li>3 飲用水水質検査 ほか</li> </ol>
一部新調査研究事業	1,408	<p>保健、予防、食品及び環境行政等の推進に寄与するため行政的研究と基礎的研究を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 麻疹ウイルス分離株の分子疫学等に関する研究 分離ウイルスの遺伝子レベルにおける地域・年齢階級別麻疹抗体保有状況調査</li> <li>2 福島県内の結核菌の分子疫学調査研究 結核菌株のデータベースを充実させ、分子疫学的解析を行うことにより、感染源の追跡、再燃と再感染の区別及び感染様式等の解明に役立てる。</li> <li>3 (新)LC/MSによる健康食品中無承認医薬品成分調査 いわゆる健康食品中に含まれている複数成分について、一斉分析法を検討することにより、迅速に試験検査を実施し、県民の健康被害の未然防止を図る。</li> <li>4 (新)県内主要河川のクリプトスポリジウム汚染研究 人に感染することにより、下痢や腹痛などを引き起こすクリプトスポリジウムについて、県内主要河川の汚染状態を把握し、今後の環境衛生対策に活用する。</li> </ol>

事業名	予算額	内容
新 衛生研究所排気 ダクト取付工事	1,865	労働安全衛生法の規定に基づき定められた「有機溶剤中毒予防規定」に従い、衛生研究所試験検査グループの有機溶媒室に排気ダクトを取り付ける。
試験検査精度管理事業	1,266 (分担金及び負担金 1,266)	<p>試験検査結果の信頼性の確保及び精度の向上を図るため、衛生研究所支所、環境センター及び民間検査機関等を対象とした精度管理調査事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>委員会 精度管理調査事業の計画、調査結果の評価等を実施するために、年2回開催する。</li> <li>精度管理調査 理化学検査( )・( )、食品化学検査、細菌検査の4部門について、衛生研究所において調査検体を作製し、参加事業所へ配布する。参加事業所は、調査検体を分析後、結果(検査値)を県に報告し、その検査結果について統計処理し評価する。</li> <li>部門別検討会 調査を実施した理化学検査( )・( )、食品化学検査、細菌検査について、それぞれ部門別に、調査結果を技術的な視点から評価・検討する。(年1回実施)</li> <li>技術発表会 参加事業所が自主的に実施している精度管理に関連した調査研究について発表会を実施し、各事業所における検査技術の質的向上を目指す。(年1回実施)</li> </ol>
衛生検査所精度管理指導対策	287	<p>臨床検査技師等に関する法律に基づく「衛生検査所」(医療機関からの受託検査実施施設)に対し、精度管理に関する技術的な指導を行う精度管理委員を委嘱し、立入検査を実施する。</p> <p>また、「衛生検査所」に対する外部精度管理調査を実施し、検査精度の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>外部精度管理調査 県内の衛生検査所に模擬検体を配布し、その検体について実際の検査を実施後、結果を提出してもらう。それら結果の集計、解析から各衛生検査所における精度管理状況の評価をする。 なお、検体作成等の実務については、外部委託して実施する。(年1回実施)</li> <li>立入検査 衛生検査所に対する立入検査を実施する。 (許可権限が郡山市・いわき市の施設は対象外)</li> <li>精度管理委員会 外部精度管理調査の計画策定、調査結果の検討、最終報告の評価講評及び精度管理実施調査の実施計画と指導結果の評価講評を行う。(年3回実施)</li> </ol>
環境医学研究所 運営事務費	3,170	環境医学研究所等の運営及び維持管理
合計	86,119 (手数 1,071) (分担金及び負担金 1,266) (諸収 14)	

4 自然環境の保全と活用

(1) 温泉の適正利用の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
健康衛生事務経費(運営経費)	163 (手数 163)	1 温泉経営管理講習会参加事業 2 硫化水素含有温泉調査事業 3 北海道・東北ブロック温泉主管課長会議 ほか
業務総務事務経費(経常行政経費)	623 (手数 1,737)	自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘等許可申請に基づく現地調査指導、温泉源定期測定調査等を通じ、温泉源の保護と利用の適正化を推進する。 自然環境保全審議会温泉部会の開催(年2回) 温泉掘削、増掘、動力装置及び温泉利用許可等に関する調査、指導
合計	786 (手数 1,900)	

(4) 事業費

健康衛生領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
厚生統計調査費(045-002)	3,027	3,026	1		
厚生統計調査費	3,027	3,026	1		
薬事経済調査事業	1,006	1,005	1		薬1(1)
国民健康・栄養調査	2,021	2,021			健1
公衆衛生総務費(091-001)	245,635	6,562	81,448	157,625	
健康増進総務費	6,261	920	1,802	3,539	
健康増進事務経費(経常行政経費)	5,928	920	1,532	3,476	健1 健2 健6
地域保健推進に関する国際協力事業	333		270	63	健1
歯科保健対策事業推進費	6,898	5,605	600	693	
ヘル歯－ライフ8020推進事業	5,038	4,975		63	健6
ヘル歯－ケア推進事業	600		600		健6
障がい児者等歯科保健指導事業	1,260	630		630	健6
地域保健推進費	3,457		160	3,297	
地域保健関係職員研修	3,297			3,297	健2
医療社会事業普及啓発事業	160		160		健2
健康企画費	24,722		20,029	4,693	
生活習慣病予防普及啓発事業	906			906	健3
健康ふくしま21推進事業	3,287			3,287	健1
公衆衛生学会経費	500			500	健1
検診機器整備事業	20,029		20,029		健4
健康衛生総務費	204,297	37	58,857	145,403	
健康衛生事務経費(運営経費)	69,251	37	40,689	28,525	健1 医1(1) 医3 医4 食2 薬1(1) 薬3 薬4(1)
健康衛生事務経費(施設管理経費)	112,905		18,168	94,737	健1 医4 薬1(1) 薬3
行政検査機器の更新等事業	22,141			22,141	食1 薬3
結核対策費(092-001)	61,453	31,989		29,464	
結核予防費	8,228	2,151		6,077	
結核予防法第56条の都道府県の補助	4,199			4,199	医3
結核対策特別促進事業	3,588	2,151		1,437	医3
結核等感染症緊急対策事業	441			441	医3
結核医療費	38,972	23,192		15,780	
結核医療事務経費	6,271			6,271	医3
結核医療費	32,701	23,192		9,509	医3

## 健康衛生領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
結核患者費	14,253	6,646		7,607	
結核患者管理費	14,253	6,646		7,607	医3
予防費(093-001)	1,629,686	489,667	44	1,139,975	
感染症予防対策費	220,603	14,263		206,340	
感染症予防対策事業	30,414	14,263		16,151	医3
新型インフルエンザ対策事業	190,189			190,189	医3
予防接種普及費	14,563	9,795		4,768	
予防接種事故対策負担金	14,302	9,534		4,768	医3
予防接種後健康状況調査事業	261	261			医3
感染症サーベイランス等事業費	12,849	6,048		6,801	
感染症サーベイランス等事務経費(経常行政)	11,822	5,795		6,027	医3
感染症発生動向調査事業	774			774	医3
感染症流行予測調査事業	253	253			医3
エイズ等予防対策費	9,774	4,443	7	5,324	
エイズ対策促進事業	4,451	2,225		2,226	医3
HIV抗体検査事業	3,208	1,463	7	1,738	医3
ハンセン病啓発普及事業	767	755		12	医3
ハンセン病人所者ふるさと交流事業	1,348			1,348	医3
特定疾患対策事業費	1,321,884	405,682	37	916,165	
特定疾患治療研究事業	1,270,929	391,993	7	878,929	健5
難病在宅療養者支援体制整備事業	3,966	1,983		1,983	健5
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	21,224	7,161		14,063	健5
遷延性意識障害治療研究事業	16,379			16,379	健5
難病患者等居宅生活支援事業	498	116		382	健5
難病相談・支援センター事業	8,888	4,429	30	4,429	健5
原爆被爆者対策費	50,013	49,436		577	
原爆被爆者対策事業	50,013	49,436		577	健5
衛生研究所費(095-001)	15,989		1,071	14,918	
管理運営費	11,645			11,645	
衛生研究所一般事務費(経常行政経費)	6,920			6,920	薬3
衛生研究所支所運営費	4,725			4,725	薬3
試験検査事業費	1,071		1,071		
一般依頼検査事業	1,071		1,071		薬3
調査研究事業費	1,408			1,408	
調査研究事業	1,408			1,408	薬3
施設設備整備費	1,865			1,865	
衛生研究所排気ダクト取付工事	1,865			1,865	薬3

## 健康衛生領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
環境衛生費(096-001)	274,906	14,730	12,394	247,782	
運営費	9,151		3,111	6,040	
運営事務経費(経常経費)	9,151		3,111	6,040	環1 環2
動物愛護管理対策費	25,611		6,847	18,764	
動物愛護管理事務経費	19,734		3,937	15,797	食2
人と動物の「ふれ愛」推進事業	999		589	410	食2
犬抑留所修繕事業	81		81		食2
犬等評価人手当	1,215			1,215	食2
放置犬等捕獲に係る捕獲業務の強化対策	126		126		食2
犬抑留所ダイオキシン類対策事業	1,342			1,342	食2
動物の愛護と適正管理普及事業	2,114		2,114		食2
営業指導育成費	28,229	12,637		15,592	
生活衛生営業経営指導事業補助	25,275	12,637		12,638	環1
生活衛生営業振興事業補助	2,849			2,849	環1
国民生活金融公庫融資推薦事務委託事業	105			105	環1
環境営業許可指導費	4,436		2,436	2,000	
普通公衆浴場施設整備事業補助	2,000			2,000	環1
公衆浴場入浴料金問題調査会	147		147		環1
レジオネラ属菌検査事業	1,416		1,416		環1
健康、住まいりんく推進事業	261		261		環1
理美容所衛生確保対策事業	192		192		環1
環境衛生関係台帳管理システム維持管理事業	420		420		環1
水道事業指導費	207,479	2,093		205,386	
広域水道企業団施設整備促進補助事業	163,229			163,229	環2
簡易水道等施設整備費補助事業	32,462			32,462	環2
簡易水道等施設整備国庫補助指導監督事務	2,566	1,283		1,283	環2
水道水源開発等施設整備国庫補助指導監督事務	1,621	810		811	環2
福島県水道整備基本構想推進事業	7,601			7,601	環2
食品衛生費(097-001)	52,623		28,439	24,184	
食品営業許可指導費	33,920		25,466	8,454	
食品営業許可指導事務経費	30,877		24,239	6,638	食1
(社)福島県食品衛生協会の育成事業	1,612		1,034	578	食1
食品の高度衛生管理推進事業	193		193		食1
調理業務従事者届出受理委託業務	1,238			1,238	食1

## 健康衛生領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
食品安全対策費	15,730			15,730	
食品等の腸管出血性大腸菌汚染調査	465			465	食1
畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査	443			443	食1
畜産食品の病原微生物検査	196			196	食1
魚介類の有害化学物質の検査	70			70	食1
食品中の残留農薬検査の強化	6,531			6,531	食1
食品添加物の適正使用取組み強化	1,583			1,583	食1
食中毒発生時等の原因究明調査	2,079			2,079	食1
食品衛生「出前講座」の開設	105			105	食1
食品安全推進懇談会の設置	611			611	食1
水産食品等の病原微生物検査	430			430	食1
遺伝子組換え食品の検査	694			694	食1
県産食品の安全推進事業	2,523			2,523	食1
食肉検査事業費	2,973		2,973		
と畜場における微生物汚染防止対策事業	195		195		食1
と畜検査補助業務委託事業	650		650		食1
食肉衛生検査精度管理に係る検査機器の保守点検	1,093		1,093		食1
食肉検査における抗生物質等検査事業	1,035		1,035		食1②
医薬総務費(101-002)	3,647			3,647	
保健医療計画推進費	2,725			2,725	
地域保健医療推進事業	2,725			2,725	健2
健康危機管理対策費	922			922	
健康危機管理対応事業	922			922	健7
医務費(102-001)	1,483,804	467,456	26,307	990,041	
医療監視及び指導費	2,984		13	2,971	
医療安全対策経費	2,984		13	2,971	医1(1)
へき地医療対策費	182,930	14,587	204	168,139	
自治医科大学経常運営費負担金	127,000			127,000	医1(3)
へき地医療支援対策事業	42,645	2,501	204	39,940	医1(3)
へき地診療所運営事業	12,086	12,086			医1(3)
自治医科大学卒業生臨床研修経費	9			9	医1(3)
へき地診療所のための遠隔医療設備整備補助事業	1,190			1,190	医1(3)
救急医療対策費	884,199	140,152	16,636	727,411	
初期救急医療体制整備事業	12,140			12,140	医1(2)
第二次救急医療体制整備事業	35,603	17,801		17,802	医1(2)
第三次救急医療体制整備事業	166,120	83,060		83,060	医1(2)
災害時救急医療体制整備事業	8,342	2,800		5,542	医1(2)
救急病院協会補助事業	3,000			3,000	医1(2)

## 健康衛生領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
総合医療情報システム運営事業	125,499	36,287	16,636	72,576	医1(2)
救急医療対策協議会運営経費	2,670	204		2,466	医1(2)
福島県AED(自動体外式除細動器)推進事業	3,270			3,270	医1(2)
ドクターヘリ整備事業	64,863			64,863	医1(2)
医科大学附属病院救命救急センター整備事業	462,692			462,692	医1(2)
県民医療対策費	69,096	27,560	7,273	34,263	
原子力災害緊急時医療活動事業	27,560	27,560			医1(1)
骨髄バンクドナー登録推進事業	1,350			1,350	医2(2)
理学療法士等修学資金貸与事業	23,760			23,760	医4
臓器移植推進事業	9,559		3,000	6,559	医2(2)
医療審議会運営経費	1,754		137	1,617	医1(1)
県民医療対策経費(経常行政経費)	5,113		4,136	977	医1(1) 医1(2) 医4
地域医療対策費	344,595	285,157	2,181	57,257	
福島県周産期医療システム整備事業	39,795	406		39,389	医1(1)
医療施設近代化施設整備事業	244,310	244,310			医1(1)
公的病院特殊診療部門運営費等補助事業	9,030	4,515		4,515	医1(1)
特定医療機器整備資金利子補給事業	874			874	医1(1)
介護保険等対応歯科保健医療推進事業	400		400		医1(4)
地域医療支援事業	2,668	1,334		1,334	医1(1)
訪問看護推進事業	4,019			4,019	医2(1)
小児医療確保方策検討事業	161			161	医1(1)
医師臨床研修対策事業	4,380		1,780	2,600	医1(1)
小児救急医療整備支援事業	2,905	379		2,526	医1(1)
在宅ケア推進事業	4,588	2,748	1	1,839	医2(1)
地域医療充実のための設備整備補助事業	31,465	31,465			医1(1)
保健師等指導養成費(103-001)	656,477	320,311	10,200	325,966	
総合衛生学院費	27,671		5,385	22,286	
学院管理運営経費	27,671		5,385	22,286	医4
会津若松看護専門学校費	1,329			1,329	
学院管理運営経費	1,329			1,329	医4
保健師等研修及び指導費	11,245	1,737	4,814	4,694	
看護教育・准看護師試験経費(経常行政経費)	7,476		4,012	3,464	医4
看護教員・実習指導者養成講習会	3,769	1,737	802	1,230	医4

## 健康衛生領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
看護要員等確保事業費	614,881	318,574		296,307	
保健師等修学資金貸与事業	23,376			23,376	医 4
ナースセンター事業	17,000			17,000	医 4
看護師等養成所運営費補助事業	217,976	101,194		116,782	医 4
病院内保育所運営費補助事業	105,681	50,273		55,408	医 4
看護関係施設整備費等補助事業	250,661	167,107		83,554	医 4
看護師通信制受講者支援事業	187			187	医 4
准看護師免許施行費	1,351		1	1,350	
看護師等業務従事届出集計事業	1,351		1	1,350	医 4
薬務費(104-001)	33,060	355	17,367	15,338	
薬務事業費	13,881	355	8,756	4,770	
薬務総務事務経費(経常行政経費)	8,949		6,937	2,012	薬 1(1) 薬 1(2) 薬 2 薬 3 薬 4(1)
医薬品安全対策事業	712			712	薬 1(1)
医薬品等製造承認事務	2,284	355	1,819	110	薬 1(1)
災害時医薬品等備蓄供給事業	1,936			1,936	薬 1(1)
麻薬大麻取締事業費	7,760		7,345	415	
薬物乱用防止指導員運営事業	3,415		2,866	549	薬 2
覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業	2,616		3,032	416	薬 2
薬物関連問題相談事業	1,729		1,447	282	薬 2
献血促進費	6,696			6,696	
献血推進事業	6,342			6,342	薬 1(2)
血液製剤使用適正化普及事業	354			354	薬 1(2)
試験検査事業費	1,553		1,266	287	
試験検査精度管理事業	1,266		1,266		薬 3
衛生検査所精度管理指導対策	287			287	薬 3
環境医学研究所費	3,170			3,170	
環境医学研究所運営事務費	3,170			3,170	薬 3
公立大学法人費	152,000			152,000	
医科大学費	152,000			152,000	
医師派遣事業交付金	152,000			152,000	医 4
合 計	4,612,307	1,334,096	177,271	3,100,940	